

人権のための行動宣言 2009



2009年11月
JFBA 日本弁護士連合会

私たちのめざすもの

「弁護士は、人権の擁護者であり、社会正義を顕現するものであることを自覚しなければならぬ。」

「本会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉である。」
とうとう会則を制定し、1949年に日本弁護士連合会（以下「日弁連」といいます。）が発足して本年で60周年を迎えました。

世界の人々が、戦争と殺戮の歴史から脱却することを決意し、人間の尊厳をすべての基礎に置き、平和な世界を作ることをめざしてきた20世紀後半、世界人権宣言を皮切りに、様々な分野にわたる、多様な課題について人権諸条約が生まれました。わが国では、日本国憲法が制定され、戦争を放棄し人が個人として尊重される社会の実現をめざして新しい歩みが始まりました。その歴史は、日弁連が人権を擁護・伸張させようとしてきた60年の歴史と重なります。

人が個人として尊重され一人ひとりの人格権が保障されること、思想・信条の自由や表現の自由など市民的政治的自由が最大限保障されること、あらゆる差別が解消され法の下の平等の実現が図られること、十分な教育を受け人間らしく働き生活を送ることができること、戦争のない平和な社会の中で生きていけること、など最も基本的人権を基軸にして、この間、その実現を図るべきものとされた人権は、年ごとに広がりや深まりをもってきました。そしてまた、人権擁護を実現するために様々な機関も創設されてきました。

日弁連は、1999年11月、創立50周年を期に、「人権のための行動宣言」を策定し、2010年を目途にした取組課題を明らかにし、人権擁護に対する日弁連の固い決意を内外に表明しました。

それから10年、この間、人権を守るために欠かせない司法機能の抜本的改革をめざして司法改革が進められ、被拘禁者の処遇に市民の目を入れる視察委員会制度なども発足しました。国際社会では、障がいのある人の権利条約の発効や、死刑執行停止・廃止条約の広がり、そして国際連合（以下「国連」といいます。）に人権理事会が生まれるなど、人権の擁護・伸張をめざす新たな取組は、広がりや深まりをみせています。

他方、この10年間、人権をめぐる状況も激しく動いています。アメリカで発生した同時多発テロなどを契機に、戦火が広がり平和が脅かされ、監視社会化が進行するなど、自由と人権に深刻な影を落とす事態が進んでいます。また、規制緩和にともなって「格差社

会」が進み、ワーキングプアの増大など新たな人権問題が広がっています。さらに、地球温暖化など世界規模での環境問題も一層深刻になっています。

人権を守り伸長させるには、まさに、「不断の努力」が求められています。それは、国内外で、様々な機関と人々との強い連携のもと、推進していくことが必要です。

私たちが10年前に策定した行動宣言について、未だ実現できていない課題が山積しています。人権を擁護し救済機能を果たすことを大きな目標の一つにした司法改革もまだ道半ばであり、政府から独立した国内人権機関の設立や、国際人権（自由権）規約などの個人通報制度を定めた選択議定書の批准も、実現すべき喫緊の課題です。

このような状況のもとで、私たちには、今日的課題をしっかりと見定め、今後の活動の指針となる新たな行動宣言を発することが強く求められています。

同時に、策定した行動宣言が、これからの日弁連の人権擁護活動推進の真の指針となり力となるよう、そのための具体的方策を明らかにしなければなりません。

今回の人権のための行動宣言が、私たちの取り組む課題を明確にするとともに、広く会内外の人たちと共鳴・共感して連携を強め人権擁護活動が大きく前進するための実践的な道しるべとなることを強く願うものです。

私たちは、この宣言を発するにあたり、60年にわたり人権の擁護と伸長のため取り組んできた歴史の上に立って、「人権のための行動宣言2009」を推進し、課題実現のため全力を尽くすことを誓うものです。

2009年11月

日本弁護士連合会

1	両性の平等・男女共同参画	1
2	高齢者・障がいのある人の権利	4
3	障がいのある人に対する差別の禁止	6
4	子どもの権利	8
5	消費者の権利	11
6	労働者の権利	13
7	貧困と人権	15
8	外国人・難民・民族的少数者の権利の保障	18
9	医療を受ける権利	21
10	公害の根絶と環境の保全	24
11	刑事手続と人権	26
12	重罰化・処罰範囲の拡大と人権	29
13	死刑をめぐる人権	30
14	刑事被拘禁者の人権	31
15	罪を犯した人の人権	33
16	犯罪被害者の人権	36
17	民事介入暴力の排除	37
18	警察と人権	38
19	思想・信条の自由	39
20	表現の自由	40
21	報道と人権	42
22	監視社会化と人権	44
23	個人情報保護	46
24	企業と人権	47
25	行政と人権，納税者の権利	49
26	地方自治	52
27	平和主義の普及と核兵器等の廃絶	54
28	米軍基地の整理縮小，撤廃，日米地位協定の抜本的見直し	55
29	戦争被害者の人権	56
30	憲法改正問題	57
31	国際的人権保障システム	59
32	国内的人権保障システム	62

1 あらゆる分野での両性の実質的な平等の確立をめざし次の活動に取り組みます。

**間接差別の禁止の拡大，均等待遇・同一価値労働同一賃金の原則の確立，
男女共通の労働時間の規制等を含む労働法の改正**

男女平等教育の推進

選択的夫婦別姓等の民法改正

女性に対する暴力を防止するための法整備，実効ある救済手段の確保

女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准

2 司法におけるジェンダー・バイアスの排除及び日弁連における男女共同参画を推進します。

1 男女平等・男女共同参画をめぐる状況

市民の半分は女性です。しかし，個人の尊厳と法の下での平等を高らかにうたった日本国憲法制定から60年以上経過した今もなお，男女平等・男女共同参画社会の実現はなお一層の努力が必要とされている状態です。1999年に制定された男女共同参画社会基本法では，男女共同参画社会の実現を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけていますが，その位置づけにふさわしい取組が求められています。

同法制定後，国においては男女共同参画社会実現のために必要な施策を総合的かつ計画的に行っていくための基本計画が策定され（第一次2000年12月，第二次2005年12月），自治体でもすべての都道府県，政令指定都市で男女共同参画計画が制定され，それに基づく取組が進められています。日弁連でも取組を開始しました。

他方で，ジェンダー概念や男女共同参画社会の理念を曲解・誤解して批判する，いわゆる「ジェンダー・バッシング」も強まり，自治体の男女共同参画推進条例の制定中止，ジェンダー関連の講演会開催中止，ジェンダー関連図書の撤去などの問題も起こっています。男女共同参画の理念の正しい理解を広め，学校や社会等で男女平等教育を推進していくことが必要です。

2 雇用における男女平等

1999年に募集・採用，配置・昇進など雇用のすべてのステージにおける女性差別の禁止，セクシュアル・ハラスメントに対する事業主の配慮義務等の重要な規定を含む改正男女雇用機会均等法が施行され，さらに2006年の法改正では男女ともに性差別を禁止するものとされ，一定の範囲の間接差別を禁止する規定等が入れられました。しかし，禁

止される間接差別の範囲が極めて限定され、均等法違反の有無は雇用管理区分ごとに判断するという枠組みも変更されていないため、コース別雇用など現実に生じている男女差別を実効的に是正していくためには非常に不十分です。労働局雇用均等室による援助、調停などの救済や事業主に対する指導等、均等法遵守のための取組も十分とはいえません。また、女性の少ない職種や職位等の女性比率を高めるためのポジティブ・アクション（積極的差別是正措置）も継続して取り組むべき課題です。

また、この10年間に急速に増大したパートや派遣等の非正規雇用はその約7割が女性であり、雇用における男女平等実現のためには非正規雇用制度の抜本的見直しと、均等待遇や同一価値労働同一賃金の原則の確立が不可欠です。しかし、2007年に改正されたパートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）では、差別的取扱いが禁止されるのは「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」に限られており、その他は働き方に応じた「均衡待遇」とされ、不十分なものととどまっています。パートタイム労働者の平均時給は正規男性労働者の半分にも満たず、生きていくためにダブルワーク、トリプルワークで長時間働かざるを得ない状況が生じており、その是正は喫緊の課題です。

3 ワーク・ライフ・バランス

家事・育児、介護などの家族的責任は本来、男女がともに担うものです。しかし、男女ともに適用される労働時間の規制は進んでおらず、逆に変形労働時間制や裁量労働制の導入等によって男性の長時間・過密労働はますます過酷なものとなっており、育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）の改正による育児休業期間の延長や子の看護休暇等の制度の拡充がなされていても、実際に家族的責任を男女がともに担うことは困難な状況にあります。保育所等や介護支援体制などの整備、保育料の軽減等の経済的支援も不十分なままです。男女ともに働きながら家庭生活を豊かに過ごせるための、育児・介護への支援の充実と男性の参画を広げていくための基盤整備もまた、喫緊の課題です。

4 女性と貧困～厳しさを増す母子家庭

2002年に母子家庭の支援策が「就業・自立に向けた総合的な」ものに転換され、マザーズハローワーク等の設置や養育費不払の場合の強制執行制度の改正等がなされる一方、児童扶養手当受給の所得制限額が大幅に引き下げられました。また、2005年から生活保護の母子加算が順次削減されて2009年には完全に廃止され、前述の雇用状況とあいまって、母子家庭の生活は一層厳しい状況になっています。

一層の貧困化を進める施策を止めさせ、支援策の充実を求め貧困からの脱却をめざして取り組みます。

5 ジェンダーの視点に立った民法改正

多くの女性の願いである選択的夫婦別姓の導入や非嫡出子差別の廃止，女性のみに対する再婚禁止期間の廃止など，民法の改正に向けた議論はこの10年ほとんど進展がなく，他方で，民法772条の規定が障害となって子どもの出生届を提出できない場合があるという問題等も顕在化しており，早急な民法改正が求められています。

6 女性に対する暴力

2001年にいわゆるDV防止法が制定され，保護命令制度の創設や配偶者暴力相談支援センターの設置等がなされました。その後二度にわたって改正され，保護命令の範囲の拡大等がなされていますが，被害者の自立支援のための人的物的設備の充実等の具体的な施策やそのための予算措置などは未だ不十分です。強姦罪，強制わいせつ罪等の性暴力犯罪に関しては，告訴期間の撤廃（2000年），法定刑の引上げ，集団強姦罪等の新設（2004年）等がなされましたが，ステレオタイプの被害者像を前提とした捜査・裁判がなされている，など従前から指摘されている問題に関する調査研究は十分になされていません。また，特に性的搾取を目的とする女性の人身取引の問題では，日本はアジアにおける主要な受入国であると国際的にみなされているところ，2000年に国連で人身取引防止議定書が採択されたのを受け，ようやく政府としての対応が行われるようになり，人身取引対策行動計画の策定（2004年），人身売買罪の新設等の刑法改正（2005年）等が行われていますが，被害者の保護・支援という点は非常に不十分です。被害を生み出す根本原因の一つである需要を抑止するための施策もほとんどなされていません。いわゆる「従軍慰安婦」問題に関する人権侵害の事実の究明，被害者に受け入れられるような謝罪や補償もなされていません。

7 弁護士会の男女共同参画

日弁連では，2002年の定期総会で「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」を採択し，司法におけるジェンダー・バイアス（ジェンダーに基づく性別役割分業意識，固定観念，偏見）を排除するために，データ収集・分析や啓発・研修等の取組を行うとともに，弁護士会における男女共同参画を実現していくことを決意しました。さらに，2007年には「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」を理事会で承認し，定期総会で「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」を採択し，さらに2008年には「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」を理事会で承認し，会長を本部長とする男女共同参画推進本部を中心に取組を進めています。

8 これからの取組

私たちはあらゆる分野での両性の実質的な平等を確立するため、これらの課題に全力で取り組むとともに、男女差別が迅速かつ適切に是正されるよう、職場の性差別に関する独立した行政救済機関の創設、司法を性差別禁止を実現する場として機能させていくこと、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准の実現、国際規範・基準の国内への導入・浸透等に尽力します。



高齢者・障がいのある人の権利

- 1 高齢者や障がいのある人の地域で暮らす権利が確立された地域社会を実現するため、これらの人たちの権利擁護や地域社会における様々なリスク（犯罪、虐待、消費者被害）からの予防、救済の諸活動につき、当事者、福祉・保健・医療・教育従事者及び地域住民との連携とネットワークを構築しつつ、取り組めます。**
- 2 入所施設や病院等における権利侵害からの救済、支援の活動を継続し、強化します。**
- 3 成年後見制度の充実、障がいのある人に対する虐待防止法の制定、高齢者虐待防止法の積極的活用に取り組めます。**

1 地域で暮らす権利

自らが暮らしたい地域で暮らし、住みなれた地域で一生を終える権利、年齢や障がいの有無にかかわらず、地域社会において、人とのつながりの中で自分らしい生き方を求める権利、このような「地域で暮らす権利」は、憲法13条、14条、22条、25条、国際人権規約をはじめとする国連人権条約・国連諸原則の要請する基本的な人権です。しかし、地域で自分らしく安心して生活するということは、様々な社会生活上の困難をかかえた当事者にとって容易なことではありません。国・自治体や地域社会が、積極的な支援策を提供することによってようやく実現される権利です。

2 高齢者や障がいのある人を取りまく状況

わが国の高齢者や障がいのある人に対する福祉施策は、「ノーマライゼーション」と「自己決定・自己選択」を理念とした社会福祉基礎構造改革のもと、2000年の介護保険制度、2003年の障害者支援費制度・2006年の障害者自立支援法の導入などにより大きな転換がなされました。そこでは、「地域福祉」と「利用者本位のサービス提供」の実現がうたわれ、入所施設や病院の中ではなく、地域の中で自分らしく生きることを支援する施策への転換が打ち出されました。あわせて、成年後見制度も大幅に改正され、200

0年度から新しい制度が施行されました。また、2005年の介護保険法の改正により、高齢者のための権利擁護活動が市町村の責務となり、2006年4月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。

しかしながら、未だ、これらの人々の「地域で暮らす権利」が大きく前進したとはどうも言い難い状況にあります。むしろ、福祉予算節減策のもと、介護保険制度の改正や自立支援法の施行により、福祉サービスの利用が抑制される方向に進んでいると言わざるを得ません。また、精神障がいのある人については、精神科病院において十分な医療が提供されていないだけでなく、精神障がいのある人が生活する場（住居、作業所、職場等）が絶対的に不足しています。

3 必要な支援

要介護高齢者や障がいのある人の地域での生活を実現するためには、福祉サービスの充実のもとより、住まい、医療、所得保障、雇用・社会参加、教育、権利擁護、バリアフリー、防災など生活全般にわたる支援策が採られなければなりません。

地域での生活には、入所施設や病院の「保護」された空間での生活に比べ、多くのリスクもあり、それらに対する支援策が不可欠です。高齢者への虐待は後を絶たず、高齢者虐待防止法の活用が求められます。あわせて、虐待防止のため他の専門職団体等との連携強化が重要な課題となってきます。

さらに、障がいのある人に対する虐待防止法の制定も急がれると同時に、その後の積極的活用のための態勢整備も必要です。

また、判断能力の不十分な人たちを標的にする消費者被害が大きな社会問題となっています。その相談や被害回復支援の体制を充実させるとともに、そのための新たな法整備も検討すべきであり、予防のためには、成年後見制度の活用なども重要です。地域での生活では、事故や事件の被害者となることもありますが、逆に時として加害者として疑われることもあります。このような場合に、犯罪被害者として、あるいは刑事被疑者・被告人として、その特性に配慮した権利保障のための支援が必要です。加えて、罪を犯した高齢者・障がいのある人などが地域で生活できるようにするため新たに都道府県に設置される地域生活定着支援センターの機能充実に向けた取組なども必要となってくるでしょう。

さらに、災害時に最も深刻な影響を受けるのも高齢者や障がいのある人たちであり、「災害弱者対策」の整備も重要です。

他方、入所施設や病院においても虐待を含む権利侵害が少なからず存在しており、同時にその対策に取り組むことが必要です。

そして、支援にあたっては、当事者自らがニーズを主張し、生活のあり方を決めるとい

う「当事者主権」の視点に立つことが重要です。しかし、現実には周囲の抱く「当事者の安全と保護のため」という発想のために、結果として、これらの人々の地域での生活が断念させられてきたことも忘れてはなりません。また、逆に、ノーマライゼーションの理念が、ときに障がいのある人を無理やり社会に適応させようという対応を導くこともあるので、常にその人たちの適性にあった支援をするということを念頭に置かなければなりません。

地域で自分らしく安心して暮らす権利は、誰にとってもかけがえのない基本的人権であるとの認識を広く浸透させ、とりわけ高齢者や障がいのある人の「地域で暮らす権利」を保障するため、国、自治体に対しては、これらの支援策を強化し、財源上の措置を講じることを求めます。あわせて、国及び自治体に対し、当事者組織、福祉・保健・医療・教育・法律の専門職、地域住民とのネットワークの中で、地域での生活を総合的・継続的に支援することのできる公的な相談・支援機関を構築し、充実させるよう求めていきます。

3

障がいのある人に対する差別の禁止

障がいのある人が地域で自立した生活を行うことができるよう、差別なくして採用され働く権利、教育を受ける権利、交通・情報・施設などをバリアなく利用する権利、参政権の実質的な保障などの諸権利の実現を求めます。

障がいのある人の権利条約の早期批准と、同条約の国内実施のために障がいを理由とする差別を禁止する法律の制定を求めます。

条約実施の促進、保護、監視にあたる国内機関の設置と、前記条約の選択議定書の批准を求めます。

1 差別禁止法の制定と障がいのある人の権利条約

障がいのある人は、今なお、恩恵的な施策の対象として見られ、社会の一員として、教育を受け、働き、地域の中で生活することなどが実現できていません。しかし、障がいのある人も、社会の一員として、等しく教育を受ける権利、労働する権利、地域の中で生活する権利などが保障されています。

これらの権利は、憲法で保障された基本的人権であり、その速やかな実現が強く求められています。

これらの権利を実現するために、日弁連は、2001年11月、「障がいのある人に対する差別を禁止する法律の制定を求める宣言」を採択し、障がいのある人に対して社会が合理的な配慮を行う義務も規定すること、生活のあらゆる場面での差別を禁止してバリアを取り除くことなどを内容とする差別禁止法の実現をめざしています。

世界の多くの国でも差別禁止法が制定され、2006年12月、国連は、障がいのある人の権利に関する条約を採択しました。この条約は、締約国に、合理的な配慮を行う義務を規定することを含めた差別禁止法制の整備を義務づけるなど、障がいのある人の権利の保障のための諸施策を行うことを求めています。

2 条約の批准と差別禁止法制定の課題

- (1) 私たちは、障がいのある人の権利条約の早期批准を求めます。
- (2) 障がいのある人の権利条約19条は、障がいのある人が地域社会で生活する平等の権利を認めています。私たちは、障がいのある人が地域で自立して生活することができるよう、差別なく労働する権利の実現、統合された環境の中で、合理的配慮を受けながら教育を受け、教育の場を選択する権利の実現、障がいのある人の地域で自立した生活を営む権利を保障するため、交通機関・情報・公共的施設などをバリア（障壁）なく利用する権利の実現、障がいのある人の、参政権の行使の実質的な保障などに取り組みます。
- (3) これらの権利の実現のためには、障がいとは何か、差別とは何かを具体的に規定し、障がいのある人に、差別を除去する権利を認める差別禁止法を制定することが必要です。私たちは、障がいのある人の権利条約の国内実施のためにも、障がいを理由とする差別を禁止する法律の制定を早期に行うよう求めています。いくつかの自治体では、障がいを理由とする差別を禁止することを含む条例が制定されており、私たちは、条例の制定を促進しながら、差別禁止法の制定を求め続けていきます。

この差別禁止法は、次のような内容を含むものであるべきです。

差別なくして採用され働く権利を有することを明記し、その保障のために、事業者は、施設の改造・特別な訓練の実施・手話通訳者の配置など労働環境を整備する合理的配慮義務を負うことを規定する。

統合された環境の中で、合理的配慮を受けながら教育を受け、教育の場を選択する権利を有することを明記し、その保障のために国及び自治体は、必要な設備の設置、教員の増員などの条件整備を行う義務を負うことを規定する。

交通機関・情報・公共的施設などをバリア（障壁）なく利用する権利を有することを明記し、国や自治体、事業者は、これらの権利を実現するために、交通機関や施設の改造・情報媒体や手段へのアクセス対策などの環境整備を行うために、一般的な最低の整備基準を設定するとともに、合理的配慮義務を負うことを規定する。

参政権の行使及び司法へのアクセスが実質的に保障され、手話通訳など司法手続における適正手続のために必要な援助を受ける権利を有することを明記し、国及び自治体は、そのために必要な措置を講じる義務を負うことを規定する。

3 条約の国内実施のための人権保障システムの確立

障がいのある人の権利条約は、締約国における条約の実施のため、国内的には、条約実施の促進、保護、監視にあたる国内実施及びモニタリングのための機関を設置することを求め、国際的には障がいのある人の権利条約の選択議定書により、条約機関である障がいのある人の権利委員会に、侵害された個人などからの通報を受ける権限を与えています。

障がいのある人の人権を保障するシステムとして、この国内人権機関と国際的な個人通報制度を活用することが求められています。

そこで、国連のパリ原則にも合致した、政府から独立した人権機関を設置し、条約実施の促進、保護、監視を行わせることとするべきです。

また、障がいのある人の権利条約の選択議定書を早期に批准して、日本も個人通報制度を利用することが可能になるようにするべきです。

私たちは、これらの制度の実現に向けて取り組みます。



4 子どもの権利

子どもは、権利の享有主体であるとともに権利の行使主体であることを、社会全体の認識にし、競争的管理的な教育制度の改善、体罰・虐待等人権侵害の根絶、子どもの成長発達権の保障、子育て支援策の充実、学校教育等での人権教育の充実に取り組みます。

あわせて、少年司法を、適正手続と少年の成長発達権を保障するシステムに改革します。

全面的国選付添人制度の実現をめざします。

1 子どもの権利条約の実施

子どもの権利条約における「子どもは権利の享有主体であり、行使主体である」との基本理念は、徐々に浸透し、子どもの問題に取り組む弁護士の個々の活動の中で活かされ、個別取組の中では達成されている面もあります。しかし、わが国の法制度や社会全体を見ると、国連子どもの権利委員会（以下「CRC」といいます。）が第2回政府報告審査に基づく最終見解（以下「最終見解」といいます。）で指摘したとおり、「権利基盤型アプローチ」（「恩恵型アプローチ」と対比されるもので、子どもの権利とこれを保障する国の義務に基づく措置でなければならないとの意味）がなされているとは言えません。学校懲戒や児童虐待事件での親子分離など、子ども自身に重大な利害を及ぼす事柄についてさえ、子どもに直接の権利行使を認めたり意見表明の機会を保障する法制度はなく、裁判所も子どもの権利条約を根拠に判断を下すことはほとんどありません（昨年、最高裁判所は、国

籍法に関する違憲判決で、初めて条約に言及しました。) 。私たちは、子どもたちへの管理・監視を強め、厳罰に処すという風潮をやめさせ、「権利基盤型アプローチ」を確立し、子どもの成長発達権を保障し、子どもたちの尊厳を守り一人の人間として大切に扱う法制度や社会の確立をめざします。

2 「青少年育成施策大綱」の制定

政府は2003年12月に子どもに関する施策の中長期的な理念を示す「青少年育成施策大綱」を定めましたが、CRCはこれが包括的な行動計画でないこと、策定に子どもと市民の参加が不十分であったことを懸念し、大綱が「権利基盤型」となるよう見直すことを勧告しました。にもかかわらず、2008年12月、政府はこの懸念・勧告を尊重することなく、再び「新たな『青少年育成施策大綱』」を制定しました。私たちは、その改正を求めています。

3 教育基本法「改正」

教育分野では、2007年に教育基本法が「改正」されました。その背景には、学校におけるいじめ・不登校・学級崩壊などの「問題状況」を憲法や旧教育基本法に基づく教育理念や教育実践によるものであるとの見方がありました。しかし、「問題状況」は、憲法や旧教育基本法に基づくものではなく、教育現場において、子どもたちの権利を真に保障し、その尊厳を確保することが行われてこなかったことに起因しているのです。私たちは、「問題状況」の背景に正しく迫り、子ども的人格が尊重されるような抜本的な改善策が講じられる活動を行います。

私たちはまた、いじめを苦にした自殺事件、携帯メールやサイトを利用したいじめ、学校や保護者による体罰に関する相談にも対応していきます。

4 教育を受ける権利の保障

子どもは、憲法や国際人権条約に基づき、機会均等かつ無償の普通教育を受ける権利を有しています。私たちは、貧困が原因となって子どもが教育を受ける権利を失い、貧困の連鎖が生じることがないように法や制度の整備を求めています。また、ニューカマー外国人の子どもについては年齢超過であっても日本の小中学校への編入が認められること、学齢期に修学ができなかった人たちのための夜間中学の設置等、教育を受ける権利が実質的に保障されるよう努力します。

5 児童虐待

児童福祉の分野では、2000年に児童虐待防止法が成立し、その後、三度の改正を経

て、法制度の上では一定の前進が見られました。しかし、児童福祉行政を支える人的物的体制は極めて貧弱であり、一度は児童相談所が関与したにもかかわらず結局子どもが死亡する事態に至ってしまうなど、子どもを十分に救済できる体制にはなっていません。虐待防止のために行政手続中に、子どもが意見表明できる仕組みや、子どもの代弁者たる弁護士を選任できる仕組みを取り入れるよう求めていきます。

6 家族法における子どもの権利主体性

現行の家族法における子どもの位置づけは、監護の客体としての性格が強く、権利主体性が極めて弱いものとなっています。私たちは、父母の離婚等にもなう監護環境や法的地位の変更などの際、子ども自身が主体的にその意思や利益を手続に反映させることができる仕組みを検討し、積極的に提言していきます。

7 少年司法

少年司法の分野では、2000年、2007年、2008年と少年法が次々「改正」され、少年の健全育成ないし成長発達権保障という少年法の理念が大きく後退しました。すなわち、2000年には刑罰化・厳罰化に大きく舵を切り、2007年にはこれまで福祉的対応をしてきた触法少年に対する警察の調査権を認め、2008年には非公開の少年審判に被害者が傍聴することを認めました。私たちは、少年司法が本来の役割を果たすことができるよう制度改善に取り組みます。同時に、少年保護のためにはすべての少年事件に弁護士が付添人として関わる必要があります。私たちは、全面的な国選付添人制度の実現のため、取組を強めます。

8 施設内の人権侵害

本来、少年を保護すべき少年院等の矯正施設や児童養護施設等の福祉施設において、職員からの体罰や子ども同士のいじめなどの人権侵害行為が後を絶ちません。私たちは、施設内の子どもたちが安心して暮らせるよう、第三者による視察制度を作るなどの制度改革に向けた取組を進めます。

9 子どもの人権の救済手段

子どもが司法にアクセスする道は、ほとんど開かれていません。子どもの人権を救済するためには、親権者の同意なく、弁護士を依頼したり、人権救済機関にアクセスできるようにすること、民事法律扶助制度を拡充し、弁護士費用を公的に負担する仕組みを創設するよう求めていきます。

またCRCが最終見解で懸念したように、日本には子どもの権利条約の実施状況を監視

するための独立した監視制度がありません。自治体レベルでは、兵庫県川西市，神奈川県川崎市，埼玉県などで，子どもの人権救済に関わるオンブズパーソン制度が創設されていますが，私たちは，このような自治体レベルの制度を広めるとともに，全国的規模での制度を創設するため，広く市民と国にその必要性をアピールするとともに，これに貢献し得る弁護士の養成に力を入れていきます。



5 消費者の権利

消費者被害をなくし，消費者にとって安全で公正な社会を実現するために，力を尽くします。

事業者と消費者の間には様々な力の格差が存在します。これを是正し，消費者被害の予防と救済を行うとともに，人権としての消費者の権利の確立をめざして，消費者が主役となる法制度を整備するなど，立法，司法，行政などの様々な課題に取り組んでいきます。

1 消費者重視の政策への転換

食の安全，食品偽装・表示問題や，製品・薬害事故，さらに高齢者や障がいのある人をねらった悪質な商法，投資被害，若者のマルチ商法被害，インターネット被害など，消費者被害は後を絶ちません。事業者と消費者の間には様々な力の格差が存在しています。

消費者にとって，安全はもとより公正で良質な市場が形成されなければなりません。公正で良質な市場の実現は，消費者のみならず事業者にとっても長期的利益をもたらす唯一の道でもあります。

そのためには生産第一という産業育成政策から，真に消費者の視点に立った政策への転換が求められます。また，省庁の縦割り行政を是正していくことも必要です。

消費者が主体的に社会の発展と改善に積極的に参加する社会への転換が求められています。消費者は，情報に基づき商品・サービスそして企業を選択する経済主体であり，困窮者への支援を行うなど，社会の変革主体としての役割も重要になってきています。消費者が「消費者市民社会」の一員として，主体性を持って社会の発展と改善に積極的に参加することができるための条件整備が大切です。

このような社会を実現していくために，行政，立法，司法，消費者団体，消費者教育等において，制度の改革・改善や様々な工夫が必要です。

2 消費者行政の一元化と地方消費者行政の充実

日弁連は，1989年の松江の人権擁護大会で消費者行政の一元化組織「消費者庁」を

提言してきましたが、20年を経てようやく「消費者庁」が「消費者委員会」とともに創設されました。この新組織が消費者の視点に立ち実効性のある行政を実施するように、働きかけを引き続き行っていきます。

あわせて、消費者に身近な地方消費者行政の充実が不可欠であり、このための諸活動にも取り組めます。

3 法や制度の整備への取組

産業育成省庁に業者規制権限を与え消費者保護はその反射的效果としてしか認めないという旧来の立法姿勢を改め、製造物責任法の改正（欠陥・因果関係の推定規定や懲罰賠償制度の確立）、住宅安全基本法の制定、消費生活用製品安全法の改正、消費者の視点に立った独占禁止法・景品表示法の拡充、統一消費者信用法制の導入、金融サービス法の制定、事故情報の収集・分析・公表制度の充実、リコール制度の充実、不招請勧誘規制、適合性原則の徹底、多重債務被害の撲滅や生活困窮者のためのセーフティネットの拡充等、消費者主権を確立し消費者を権利主体として位置づける視点からの立法や制度の整備が求められます。

4 司法制度の充実・整備

重い立証責任や長期裁判、低い損害賠償しか認めない旧来の司法制度を打破し、消費者のための裁判を実現するため、証拠収集手続を改め、立証責任の転換や専門技術訴訟審理の工夫等により裁判システムを改善するとともに、ADR（裁判外紛争解決手続）制度の一層の充実を図る必要があります。また、多数の消費者に被害を生じさせた事業者の違法な収益をはく奪し、被害者を救済するため、行政機関が消費者に代わって損害賠償請求などの訴訟を行う制度や違法収益をはく奪するための訴訟手続など外国の制度を参考にした新たな訴訟制度の導入、課徴金制度などを活用して被害者に分配する制度の導入、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度の導入を図る必要があります。さらにこれらの制度の実効性を確保するために加害者の財産の隠匿または散逸の防止のための保全制度を導入するなど充実を図る必要があります。

5 消費者団体等との連携、消費者教育の充実等

消費者の権利を確立するためには、消費者団体等との連携がますます重要であり、消費者と消費者団体が主体的に活動できる条件の整備が不可欠です。消費者団体に対する財政支援など消費者団体が経済的に成り立つ工夫が必要です。

また、高齢者や障がいのある人の消費者被害の予防救済は、福祉部門との協力連携なくしては実現できません。

さらに消費者と事業者の間の力の格差を解消するには、消費者に十分な情報が提供されるとともに、誰もが体系的な消費者教育を受けることができなければなりません。現状では学校における消費者教育でさえ不十分であり、一層の充実が求められます。単なる知識の習得にとどまらず、批判的な精神をもって企業を選択し、社会を改革し、環境に配慮し国際的な視野を持つ主体として行動できる「消費者市民」を育成する消費者教育をめざす必要があります。

企業もまた、消費者から選択される時代への移行にともない、透明で公正な市場をめざすとともに、企業の社会的責任を自覚し、消費者と企業がともに利益を享受し得る社会の実現に向けて最大の努力が求められます。

私たちは、これらを実現し、もって、消費者主権を確立し、消費者にとって安全で公正な社会を実現するため、法制度の整備をはじめとして立法・行政・司法など様々な分野の課題に取り組んでいきます。



労働者の権利

すべての労働者が、人間らしい労働（ディーセント・ワーク）ができるよう、労働者の権利を確立するために次の活動に取り組みます。

- 1 正規雇用が原則であり、有期雇用を含む非正規雇用は合理的理由がある例外的場合に限定されるべきであるとの観点に立った、労働法制と労働政策の抜本的な見直し**
- 2 パート、派遣、契約社員などの均等・均衡待遇の実現や、不当な雇い止め、派遣切りをさせない、違法派遣のみなし雇用の実現等、非正規労働者保護のための法制の整備**
- 3 長時間過密労働や残業代不払い、労働安全衛生違反、多重派遣・偽装請負等の労働諸法規の違反行為の監視、是正**
- 4 パワハラ・セクハラ行為等職場内の人権侵害の根絶**

1 規制緩和と労働法制の状況

憲法には、国民の労働の権利及び義務、労働条件に関する基準の法定化、労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権（争議権）の保障が定められ、憲法上の権利を保障するため労働契約法、労働基準法、労働組合法等種々の労働法制が定められています。

この間、労働契約法の制定や1か月60時間を超える時間外労働に対する規制を強化する労働基準法の改正が行われ、一定の前進面はありました。しかし、政府は構造改革政策

を打ち出し、市場中心主義のもとに規制緩和路線を押し進め、また、経済界は、従来の日本型雇用システムを転換させ、終身雇用の正社員を基幹職に絞り込み、専門・一般職は昇給、退職金、年金がなく有期雇用の非正規社員にシフトする雇用改革を行ってきました。

これと連動するように、度重なる労働者派遣法の改正によって、対象業務が大幅に拡大されるなどの規制が緩和され、労働基準法では1年とされていた有期労働の契約期間が、原則的上限が3年、特例の上限が5年に緩和されました。

2 労働者を取り巻く現状

大企業は、「必要な時に、必要な技能をもつ労働者を、必要な人数だけ動員できる体制」を構築し、これによって労働コストの削減と固定費の変動費化をめざして、大規模なリストラを断行して、正規雇用を減らし、パート、アルバイト、契約社員、派遣・請負労働者といった多様な形態の非正規雇用への置換えを急激に進めていきました。

それに加えて、サブプライム問題に端を発する世界同時不況により、大企業を中心に、大量の派遣切り、中途切りなど非正規労働者に対するリストラが行われ、このため雇用も住居も失い路頭に迷う労働者が続出しています。また、正社員についても退職強要、整理解雇が行われ、その地位は不安定化しています。

非正規労働者は正社員と同一の労働に従事しているにもかかわらず、地位が不安定であるばかりでなく賃金水準は低く、均等・均衡待遇がなされているとは言えません。そのため、生活保護水準以下の生活を余儀なくされている非正規労働者が多数存在します。

労働基準法違反、労働者派遣法違反も後を絶ちません。長時間過密労働が横行し、その結果、脳・心臓疾患による過労死だけでなく、過労自殺も多発しています。さらに、うつ病、自律神経失調症などの精神・神経疾患に罹患する労働者も増大し、家庭崩壊などの問題も引き起こしています。

「名ばかり管理職」に見られるように、労働基準法上の監督者該当性がないにもかかわらず時間外賃金を支払わなかったり、サービス残業を強要するなどの労働基準法違反や、派遣労働者について、二重、三重派遣や偽装請負などの労働者派遣法違反も横行しています。

職場内での「いじめ・嫌がらせ」の増加も目立っています。(社)日本産業カウンセラー協会の2008年の調査によれば、産業カウンセラーからみて「職場いじめ」が起こったとの回答は74%に上っています。女性労働者、特に非正規労働者、シングルマザー、新入社員などに対するセクハラ・パワハラ行為も増加しています。

これらのセクハラ・パワハラが原因となって退職せざるを得なくなったり、精神・神経疾患を発症する被害者も少なくなき、うつ病や心理的疲労による自殺も多発しています。

このような様々な法違反や職場で起こっている問題に対し、労働行政が積極的に是正を

していくことが求められていますが、監督行政は、人が削減され機能が低下するなどしており、本来の役割が果たされておらず、改善が求められています。また、労働組合も組織率が20%を下回り、その役割を十分に果たせていません。

3 私たちの活動

仕事をすることの意義は、単に生活を維持するための手段と言うだけにとどまらず、人々が自己のアイデンティティを自己や周囲に確認させる活動であり「生きがい」を見出すものでもあります。

私たちは、すべての働く人々が、権利保障、社会保障が確立され、自由と平等、生活の安全が保障されている、人間としての尊厳を保てる仕事（人間らしい仕事＝ディーセント・ワーク）ができるように全力を尽くします。

具体的には、引き続き労働法制の規制緩和に反対し、労働者派遣法の抜本的な改正を求めるなど非正規雇用労働者の権利を守り、正規雇用を原則とする労働政策と労働法制を確立すること、均等待遇の原則を確立すること、最低賃金を大幅に引き上げること、労働関連法規違反の違法行為を根絶すること、パワハラ・セクハラの根絶などをめざし、相談や支援の活動を含め、諸活動を積極的に展開します。

7

貧困と人権

すべての人々が健康で文化的な最低限度の生活を維持し、貧困に陥らないために、社会保障制度を充実させることが必要です。国・自治体に対し、社会保険制度の見直し、公的融資制度の整備等、貧困や経済的格差を是正する実効ある諸施策を求めていきます。

生活保護制度について、申請権の侵害や保護基準の切り下げをさせず、その積極的活用を図るとともに、より積極的に生存権を保障する内実をもつ生存権保障法制に改正することを求めます。

1 貧困者の増大とその要因

経済大国といわれる現代日本において、貧困や格差が急速に拡大し、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持できない人々が増大しています。

失業者が増加し、不安定就労や低賃金労働によって働いても人間らしい生活を営むに足る収入を得られないワーキングプアも急増しています。消費者金融からの借入を増やして一層不安定な状態に陥る人も多く、社会から排除された人々の餓死事件や経済的理由によ

る自殺も相次いでいます。特に、世界同時不況の到来を契機に、2008年秋以降、企業が雇用の調整弁としての非正規労働者の雇用を一斉に打ち切ると、雇用保険などのセーフティネットにも支えられず、生活費や住居を失い、今日、明日生き延びることに困難を来す人々が続出しています。

このように、今日、人々は、日々の生活の安定を失い、不安を抱え、仕事、家族、蓄え、住まい、健康、人との触れ合い、愛情等、人生において積み重ねてきたものを次々と喪失して社会から排除され、しかも、それが世代を超えて拡大再生産されるという「貧困の連鎖」が生じています。

以上のような生活困窮者の増大と貧困の深刻化の要因は、主に、市場の障害物や成長を抑制するものを取り除くという「市場中心主義」のもとにおける「規制緩和」と政府活動の見直し（「小さな政府」、「官から民へ」）を進めた日本政府の「構造改革」政策にあります。労働分野においては、「規制緩和」により、企業は雇用を正規雇用から非正規雇用置き換え、それが不安定就労・低賃金労働の増大をもたらし、また、社会保障分野では、「小さな政府」への政府活動の見直しにより、元々、勤労世帯を支えるセーフティネットが脆弱であったところに追い打ちをかけるように社会保障費の抑制と負担増が進められました。

加えて、この「構造改革」は、規制を緩和し、市場競争を激化させる政策であるため、企業間の業績の差を拡大させ、それが、一部の富める人々と生活困窮者との間における経済的格差を一層際立たせることに繋がっています。

2 生存権保障の現状

このような状況のもとで、生存権保障の現状には様々な問題があります。雇用保険に加入していない労働者が多く、失業給付については5人に1人しか受けていません。また、国民の4割が加入している国民健康保険には傷病手当と出産手当がありません。さらに、国民年金の支給額は極めて低く、低所得の高齢者も増大しており、障害基礎年金も障がいのある人の生活保障としては極めて不十分です。

社会保障の最後のセーフティネットとされる生活保護の申請窓口では、「稼働能力がある」「扶養義務者がいる」「ホームレスである」「現住居の家賃が高すぎる」等の理由で申請さえ受け付けないという明らかに違法な運用が横行し、さらに最近では、老齢加算及び母子加算を廃止したうえ、さらなる基準額の切下げの動きも加速しています。貧困と格差が拡大している現代の社会状況において、生活保護費の削減等の社会保障の引下げを行うことは、状況の悪化に拍車をかけるものです。

また、現在の生活保護制度の運用をみると、「真に保護に値する者の保護」という名目のもと、「補足率」は極めて低く抑えられ、現実に生活保護を受けている人の割合はこの

制度を利用できる人の2割程度にとどまっていると推計されています。本来、制度を利用する権利のある多くの人々が、生活保護から排除されているというのが実際です。このことは行政が制度利用者に対して適切な相談活動や助言がなされていなかったり、十分な広報や情報提供などにより制度の周知徹底がなされていないことにも起因しています。

さらに、外国人に対しては生活保護法を適用することなく一部のみ準用するという扱いが続いています。

このように、生活保護制度などのセーフティネットの機能不全が進んでいるため、病気や失業などにより収入が低下すると生活の崩壊に直結する構造が作られています。特に子どもへの影響は深刻であり、貧困が子どもにまで拡大しています。

3 国・自治体の責務と私たちの活動

そもそも、健康で文化的な生活を営む生存権を保障する憲法25条、個人の尊厳原理に立脚し、幸福追求権について最大の尊重を求めている憲法13条、そして、すべての人の「適切な生活水準の権利」の実現を求める国際人権（社会権）規約11条に照らせば、本来、国及び自治体には、貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存を実現する責務があります。

そこで、私たちは、国・自治体に対し、貧困や経済的格差の拡大という実態を直視し、これを是正する諸施策を実施するよう強く求めていきます。具体的には、社会保険制度の見直し、公的融資制度や年金等の充実など、人間らしい生活を保障するセーフティネットの構築、特に、最後のセーフティネットである生活保護制度については、制度が十全に機能するよう、運用の改善、母子加算等の復活、生活保護改正法案（生活保障法案）の実現などをめざします。また、貧困解消のために、教育、職業訓練、医療、住宅など、広い視野に立った社会保障政策の充実を求めます。

- 1 外国人の人権享有主体性及び民族的少数者の固有の権利の確立のために努力し、多民族・多文化共生社会の構築に積極的に寄与します。永住者等の社会参画、外国人の在留の安定化、労働・社会保障その他あらゆる場面における不当な差別や不合理な権利の制約の廃絶、政府・自治体による民族的教育の機会の保障のために行動します。これらのために外国人・民族的少数者の人権基本法制定を求めます。
- 2 人権保障の視点から、国籍法の改正を検討・提言していきます。
- 3 難民については、新たな難民認定機関の設立、適正手続の保障、難民認定申請者や難民認定を受けた者の生活保障の実現をめざします。

1 外国人

近年、高齢化社会に備え、労働力としての外国人の受入れが議論されており、すでに、フィリピン、インドネシアからの看護師、介護福祉士の受入れが決められています。今後、国境を超えた人の移動はさらに盛んになり、日本に在留する外国人の数がますます増え、多様化することが予想されます。しかしながら、日本における外国人に関する法制度は、もっぱら外国人を在留管理の対象とするものであり、外国人の人権保障を目的とした法律はありません。裁判所も、「外国人の人権は、在留制度の枠内でのみ保障される」という最高裁マクリーン事件判決の立場を堅持しています。

日本に在留する外国人は、非適法に在留する外国人も含めて人権享有主体です。私たちは、外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を引き続き求め、以下の取組を通じ多民族・多文化共生社会の構築に寄与します。

(1) 公的社会への参画

永住者等への地方参政権付与をはじめとする立法への参画、公務員への就任などの行政への参画、司法への参画の保障を求めます。司法参画の見地から、外国籍者の調停委員等への任命を求めていきます。

(2) 出入国管理

国際人権法のもとでは、憲法や国際人権条約に定められた家族生活の保護を受ける権利、子どもの権利、非人道的取扱いを受けない権利等により、在留管理に関する国の裁量権は制限されます。この立場から、在留や入国の不当な拒絶を防ぐよう活動するとともに、入管手続全般の透明性を高めること、及び入管収容施設における不当長期の身柄拘束や虐待等の人権侵害についても早急な改善を求めていきます。また、国際人権（自由権）規約選択議定書の早期批准を求めます。

(3) 労働・社会保障

外国人労働者が、差別されることなく、労働法制による権利を実質的に保障されるよう活動します。

また、医療・年金・生活保護その他社会保障制度全般について、外国人に対しても可能な限り日本人と同様の保障を及ぼすことが必要です。特別永住者の生活保護受給権を法的な権利として確立するとともに、適法な在留資格を有しない外国人についても、医療保護、母子保健など、最低限の社会保障が認められるよう求めていきます。

(4) 人身取引・DV被害女性

人身取引、DVなどの被害を受けた外国人女性が実効的に救済されるような制度の運用が重要です。人身取引の摘発例はなお少なく、被害者に対する支援も不十分です。DV被害からの救済を求める日本人等の外国人配偶者の在留が保障されるように在留管理制度の改善を求めていきます。

(5) 教育

在留の適法性を問わず教育を受ける機会を保障し、また、外国人の子どもへの日本語教育の充実等の施策を行うとともに、公教育における母語・母国語等の教育の機会や、民族学校、外国人学校を含む多様な教育の機会を制度的に保障するよう求めていきます。

(6) 在日コリアン

約60万人の在日コリアンがいますが、在日コリアンを代表とする永住者等へのあらゆる法的差別をなくすように努力します。重度障がい者の無年金問題、及び、国籍条項の不遡及による事実上の年金制度からの排除についても救済を求めていきます。同時に朝鮮学校に通う生徒へのいじめや入居差別など、社会における差別をなくすための法的支援にも取り組みます。

日本国籍を有しない者であっても国際人権（自由権）規約27条の規定する「民族的少数者」にあたります（国際人権（自由権）規約委員会一般的意見23）。他方、毎年1万人前後の在日コリアンが帰化により日本国籍を取得しており、また、日本人との結婚により子どもが二重国籍を取得する例も増えています。日本国籍を持つ人も含め、朝鮮民族である在日コリアンが、日本において、自己の文化を享有し、自己の言語を使用する権利が阻害されてはなりません。私たちは、政府に対し、朝鮮学校その他民族学校に対する補助金・税務上の措置や大学入学資格についての差別をなくすように求めていきます。

2 難民

日本の難民認定制度は、日弁連の抜本的な改善策の提言も受けて、2004年に法改正が行われ、法務省入国管理局が担当する難民不認定異議手続に、学者や弁護士等の難民審

査参与員が関与する新たな制度が作られました。これによって、難民認定者数も、1999年の16人から2008年の57人に増加しました。

しかし、難民認定手続はなお入国管理の視点から抜け出すことができず、真の難民をもれなく保護するためには、法務省から独立し、専門性を持った難民認定機関が必要です。また、現行制度のもとでも、すべての証拠の開示、出身国情報の充実と関係者の情報の共有などの手続上の課題があります。

私たちは、新たな難民認定機関の設立、現在の難民認定における適正手続の保障、難民認定申請者や難民認定を受けた者の生活保障の実現などをめざします。

3 民族的少数者

(1) 積極的措置を講じる義務

国際人権（自由権）規約27条は、国家に対して民族的少数者の権利を保護するための積極的措置を講じる義務を課しています。私たちは、政府に対して、公的負担により、民族固有の文化、歴史及び言語を学ぶ機会を与えられるように求めています。

(2) アイヌ民族

1997年5月に、アイヌ文化振興法が成立しましたが、同法には、アイヌ民族が求めた経済及び生活全般に対する施策は盛り込まれず、経済的格差や構造的な差別が存在しています。私たちは政府に対し、アイヌ政策を「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に合致させ、差別を是正し、権利を回復する措置をとるよう求めています。さらに先住民族の文化享有権の内容として、民族教育を受ける権利及び伝統的な土地・資源利用の権利を保障するよう取組を強めます。

4 国籍

国籍選択制度は、複数国籍を防止するために採択された制度ですが、国際的には複数国籍を容認する国が過半数を占めるようになっており、他方、政府も厳格な運用に消極的です。このような制度の維持は、父母の国籍が異なる子どもや外国籍者との結婚で複数国籍を取得した妻との関係では、国籍を恣意的に奪われない権利の侵害となります。

さらに、日本で生活する外国籍者が母国の国籍を維持しながら日本国籍を取得できるようになれば、アイデンティティとしての母国籍を維持したまま、日本で差別を受けることなく生活し、社会参画することが可能になります。また、他国で生活する日本国籍者が日本国籍を維持したまま他国籍を取得できれば、他国籍取得後、親の介護の目的等で急遽帰国が必要となった場合の在留資格による障害がなくなります。

これらの視点から私たちは、少なくとも国籍選択制度の適用範囲を限定し、さらに全面廃止を検討することを求めるとともに複数国籍の容認の可否を積極的に検討するように求

めていきます。さらに、国際的な人の流れが活発化した現代社会にふさわしい国籍制度を、人権保障の視点から提言していきます。

また、最高裁判決に基づき改正された国籍法による非嫡出子の国籍取得手続の運用、国籍留保制度の運用、無国籍の子どもの保護などにつき、情報を収集し、必要に応じ司法手続による支援や立法提言を行っていきます。



医療を受ける権利

**人間の尊厳を保持し、生命・健康と医学・医療に関する人権の確立をめざします。
医学・医療をめぐる諸問題について、患者の権利法、被験者保護法、生殖医療法等の法律を制定し、法による医学・医療の規律を求めます。**

すべての人は、到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有しており（世界人権宣言25条、国際人権（社会権）規約12条）、人間の尊厳を前提として、インフォームド・コンセントを中心とした自己決定権を有すると同時に、国に対して、安全で質の高い医療の提供を誰もが等しく受けられる体制を整備し、医療の質を確保する制度を求める権利を有しています。また、「何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない」（国際人権（自由権）規約7条）という、医科学研究について被験者として保護される権利を持っています。

私たちは、「患者の権利の確立に関する宣言」（第35回人権擁護大会）、「医薬品被害の防止と被害者救済のための制度の確立を求める決議」（第41回人権擁護大会）、「人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究のルール策定を求める決議」（第46回人権擁護大会）、「安全で質の高い医療を受ける権利の実現に関する宣言」（第51回人権擁護大会）に示された患者の権利法、被験者保護法、生殖医療法等の制定と医療事故調査制度や被害者救済制度の実現をめざす取組を強め、人間の尊厳を保持し、生命・健康と医学・医療に関する人権の確立をめざします。

1 患者の権利法制定と医療事故の再発防止

安全で質の高い医療を受けることは、すべての人の切なる願いですが、現実には、患者の生命や身体に被害をもたらす医療事故が続発しています。

そこで、安全で質の高い医療を受ける権利、インフォームド・コンセントを中心とした患者の自己決定権などの患者の権利、並びに、この権利を保障するための国及び地方公共団体の責務などについて定めた患者の権利に関する法律を制定する必要があります。特に子どもや高齢者の方の自己決定が保障されるシステム作りが重要です。

また、医療事故が生じた医療機関内において、当該事故について自律的かつ公正で客観的な調査を行う制度が設置されるよう促すための施策がとられるべきであり、さらに、国が、医師などの医療従事者のほか患者の立場を代表する者や法律家などで構成される公正で中立的な第三者調査機関を設置するよう求めます。

2 医療提供体制

医療提供体制の悪化は、医療の安全性や質を脅かす要因となります。そこで、医師や看護師などの不足の解消、医師などの労働条件の改善や救急医療体制・地域医療体制の充実などのために十分な予算措置を講じ、安全で質の高い医療を提供するにふさわしい人的及び物的な医療提供体制を整備することを、国に対し求めます。

3 ハンセン病問題

ハンセン病に対する隔離政策は、法の名のもとに実施された、わが国における未曾有の人権侵犯の一つです。しかるに、従前、日弁連は、その廃絶に十分に取り組むことがなく、また、人権救済申立てが、1996年8月に日弁連に移送されたにもかかわらず、調査などに時間を要し、勧告が遅延しました。

それゆえ日弁連は、2001年6月、政府に対して、「ハンセン病患者であった人々の人権回復のために」との勧告をするとともに、処理遅延についての調査委員会を結成して報告書を取りまとめ、以後の人権救済事件への取組のあり方を見直し、同年11月、改めて日弁連自身の責任を自覚するとともにハンセン病問題の全面的な解決を図る特別決議を行いました。

しかし、それ以降もハンセン病患者であった人々の人権は、なおも十分には回復されていません。

私たちは、今後ともこの問題に取り組んでいくとともに、この問題から得た教訓を活かし、感染症患者に対する差別等の人権侵害の防止に努めていきます。

4 脳死・臓器移植

1997年、臓器の移植に関する法律が制定、施行され、脳死した場合に臓器摘出を許容する旨の自己決定に関しては、脳死段階での臓器移植が認められ、またその場合、死体には「脳死した者の身体を含む」ことが定められました。

しかし、法律施行後実際になされた臓器移植において、脳死判定方法の不遵守などの問題事例が生じています。さらに、この臓器移植法の見直しについて、私たちは、自己決定を根幹とする現行法の枠組みを維持すること、現行法の定義に合致する判定基準とすべきこと、中立公正な第三者機関によって臓器移植実施例の検証を行うことが必要であること

などを指摘するとともに、議論を尽くした慎重な対応を求めてきました。2009年7月に、本人の拒絶の意思表示がなく家族が同意した場合に臓器摘出を認める改正が成立しました。今後も、法改正後の実施状況を検証するなどし、移植を待つ患者の人権保障とともに、ドナーとなり得る人々の人権も十分に保証されるよう、臓器移植問題に取り組んでいきます。

5 尊厳死

各地での人工呼吸器取り外し事件などが注目を集め、終末期をどう迎えるか、その医療のあり方などについて議論が高まっています。

尊厳死の法制化は、医療のみならず、社会全体に重大な影響を及ぼします。終末期の内容や医療の実態を調査し、人間の尊厳や人権の観点から十分かつ慎重な検討が求められています。

6 医薬品被害発生の防止と救済

わが国では、薬害事件が繰り返されています。調査や勧告権限を有し、薬害被害者や市民が委員として参加する第三者監視機関の創設や、医薬品副作用被害救済制度の拡充などが必要です。薬害肝炎事件の教訓を活かすために厚生労働省に設置されている薬事行政の見直しのための検討会に対する働きかけをはじめとして、薬害防止と被害救済のために積極的に取り組み、その実現をめざします。

7 先端医療・医科学研究

不妊治療や再生医療など、人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究の進展には目覚ましいものがあります。

しかし、不妊治療の現場では、排卵促進剤の使用や採卵にともなう危険性、胚に含まれる遺伝情報の重要性や胚の管理について正確な説明がなされていないという問題が生じています。また、第三者の受精卵を不妊治療当事者に提供することの可否、代理懐胎の可否などが問題となっており、さらに、不妊治療では使われなくなった受精卵・胚を再生医学の研究者が自由に利用・処分することの妥当性も議論され始めています。

先端医療・医科学研究がどの範囲で許されるかについては法律で定めるべきであり、草案作成等立案段階から社会各層の多種多様な意見を反映させる必要があります。先端医療・医科学研究の現場における情報を収集・調査した上、不妊治療を実施する医療機関に対して適切な措置を講じるとともに、市民に対しては情報を提供し、社会的合意の形成に寄与する市民参加型の独立した行政機関の設置を求めます。

公害と環境破壊を根絶し、現在及び将来の世代が等しく自然の恵沢と良好な環境を享受するために、環境権、自然享有権が確立する持続可能な社会を建設することをめざします。

地球温暖化防止のための低炭素社会実現に向けた行動に参加し、推進します。

わが国は、高度経済成長期に、利潤追求と国土開発を最優先させた経済活動とそれを支えた経済政策によって、大気汚染や水質汚染などの深刻な公害や環境破壊が進行し、多くの住民の生命・健康が奪われました。そして、その救済は、水俣病など今なお重要な課題となっています。また、激しい国土の改変は、自然豊かな森林や、干潟、湖沼等の湿地を消失させ、そのことは、人類存続の基盤である自然生態系や生物多様性の危機を進行させています。さらに、軍事基地周辺の爆音、原子力施設からの放射性物質、農薬等から発生する無数の有害化学物質、自動車排ガスを原因とする微小粒子状物質、不法投棄をはじめとする廃棄物問題、景観などの都市環境やアメニティーの破壊なども、私たちの安全で健康、快適な生活を脅かす重大な脅威となっています。

そして、何よりも、今や地球温暖化にともなう気候変動は、人類の生存を根底から覆しかねない重大問題として提起され、それはすでに確実に進行しつつあります。日弁連も、2008年3月、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、全会員及び職員とともに、持続可能な社会の形成に向けて、環境負荷の少ない組織づくりに取り組む旨の基本理念を宣言し、CO₂削減に向けた環境マネジメントシステムを推進しています。

公害と環境破壊、地球温暖化等の進行は重大な人権問題であり、環境権・自然享有権が確立する持続可能な社会の建設がますます重要となっています。

私たちは、以上のような公害環境問題を克服するために、以下のとおり行動します。

第1に、地球温暖化防止のための低炭素社会実現に向けた行動は緊急の課題です。先進国には、2020年までに1990年比で30パーセント以上、2050年までには80パーセント以上のCO₂削減が求められています。しかし、その達成は容易ならざる課題です。私たちは、この課題の達成に向けて、環境マネジメントシステムを一層進め、自ら率先してCO₂削減に取り組むと同時に、環境税や排出量取引制度の導入などを行政に働きかけることはもちろん、広く社会に向けて行動します。

第2に、水俣病などの公害被害の救済と、環境最優先の原則や環境権・自然享有権の確立は、引き続き重要な課題です。水俣病は、公式確認後50年以上経った今も、被害の全面的救済の目途が立っていません。また、新たな公害被害の発生と環境破壊を防止するた

めには、予防原則に立った環境政策の実現が不可欠です。さらに、近時、環境権の一部とも言える景観権に関して、景観利益を法律上の保護に値すると認めるなどの前進が見られるものの未だ不十分であり、引き続き、環境権・自然享有権の確立に向けて行動します。

第3に、環境情報の公開とともに、環境NGOや市民の政策決定過程への参加、市民訴訟条項（市民が行政や事業者等を被告として訴えを提起することができる制度）の創設や環境NGOの司法手続への参加も重要課題です。原発事故等に関して情報隠しが行われるなど、情報公開も依然として大きな課題となっています。また、一部法律で、国民の意見を反映させる措置をとることができる旨の規定が創設されることなどもありましたが、その一方で、1997年に住民の意向を反映させる条項を付加した河川法をめぐっては、近時これに逆行する動きも顕著になっています。

さらに、司法手続に関しても、環境NGOの参加の承認や市民訴訟条項の導入など、法制度の整備は遅れており、欧米諸国ばかりでなくアジア諸国でも法制度化が進む中で、わが国の立ち遅れは際だっています。

情報公開、市民参加、訴訟提起の方法の拡大等に関しては、EUを中心とするオース条約（環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約）が注目されており、わが国の条約の批准等によって国内での法制化、制度化を図っていくために行動します。

私たちは、以上の諸課題に全力を挙げて取り組むとともに、21世紀を真に「環境の世紀」にしていくために、環境基本法、環境影響評価法などの環境法制をより実効性のあるものとするよう、その改善に向けて努力します。

- 1 憲法と国際人権法の人権保障の基準に見合った刑事司法を実現するため、次の改革をめざします。
 - (1) 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の早期実現
 - (2) すべての身体拘束事件の国費による被疑者弁護制度と国費による当番弁護士制度の確立
 - (3) 代用監獄制度の早期廃止
 - (4) 接見交通権・取調立会権の確立
 - (5) 起訴前保釈制度の実現、権利保釈制度の抜本的改革、未決勾留の代替制度（出頭等確保措置）の創設
 - (6) 全面的証拠開示、起訴前の証拠開示制度、検察官の上訴制限の実現
 - (7) 医療観察法の見直し
- 2 裁判員制度を、実施後の検証を踏まえてより良い制度としていきます。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立制度の廃止、無罪立証のためのDNA鑑定利用の制度化などを含め再審支援活動に引き続き取り組みます。

1 憲法と国際人権法の人権保障基準に見合った刑事司法の実現

憲法は、刑事手続における人権の尊重と適正手続を保障しており、国際人権（自由権）規約などの国際人権法は、被拘禁者の処遇の基準などを示しています。この基準を現在の刑事司法においても実現し、「人質司法」、刑事裁判の形骸化といわれる状況を改革しなければなりません。身体不拘束の原則を確立し、勾留期間の大幅な短縮をするとともに、身体拘束や搜索差押等の強制捜査が安易に行われることのないよう監視し是正することも必要です。

(1) 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）

密室での暴行・脅迫・利益誘導などの違法・不当な取調べを防止するとともに、裁判員制度を円滑に実施するためには、取調べの全過程の録画が是非とも必要です。現在、検察や警察で行われている取調べの一部録画は、裁判員裁判対象事件の一部の取調べについて、取調べの最終段階で行われる調書の読み聞かせや署名・捺印の場面等を録画したものにすぎず、およそ不十分です。それどころか、取調べ過程全体について、誤った印象を与える危険があり、有害とさえ言えます。取調べ録画を行う以上、全過程でなければ意味がありません。裁判員裁判が開始した今、早急な実施が必要です。

(2) 被疑者国選弁護制度、当番弁護士制度の確立

被疑者の刑事手続上の権利を守るためには、特に身体拘束事件については、全件に弁

護人が付されることが必要です。国費による被疑者弁護制度が開始しましたが、未だすべての身体拘束事件についての制度となっておらず、今後も、すべての身体拘束事件についての国費による被疑者弁護制度の確立と国費による当番弁護士制度の確立をめざします。

(3) 代用監獄制度の早期廃止

代用監獄制度は、取調べが長期間にわたって継続することの圧力によって虚偽の自白を生み出す大きな根源となっているばかりでなく、警察による暴力や脅迫などの人権侵害行為が行われかねないものであり、国連人権理事会や国際人権（自由権）規約委員会などからも廃止を勧告されています。近時、志布志事件、引野口事件、氷見事件など代用監獄を舞台とした深刻なえん罪事件が発生しています。私たちは、代用監獄の早期廃止に向けて粘り強く活動をします。

(4) 接見交通権・取調立会権の確立

接見交通権については、最高検察庁及び警察庁から「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に関する一層の配慮について」の通達が出され、被疑者に接見に関する告知をするなど被疑者と弁護人の接見交通権は一定の改善はありましたが、未だ不十分です。さらなる確立をめざして刑事訴訟法39条3項の撤廃を含め、行動していきます。

また、取調べの適正化を実現するために、取調立会権の確立を求めていきます。

(5) 起訴前保釈制度の実現，権利保釈の抜本的改革，未決勾留の代替制度（出頭等確保措置）の創設

身体拘束を利用して自白を迫るいわゆる「人質司法」を打破するために、起訴前保釈制度の実現，権利保釈制度の抜本的改革，未決勾留の代替制度（出頭等確保措置）の創設を求めていきます。

(6) 全面証拠開示の実現，起訴前の証拠開示，検察官上訴の制限

公判前整理手続の導入に関する法改正により、公判前整理手続が行われる事件においては、検察官請求証拠の開示のほかに、公判前整理手続の段階で、類型証拠及び主張関連証拠の開示手続が認められるに至りました。しかし、起訴前の証拠開示制度と捜査官の手持ち証拠リストの開示を含む全面的証拠開示がまだ実現されていません。検察官上訴の制限も重要な課題です。これらの問題について引き続き取り組んでいきます。

(7) 少年，障がいのある人に対する配慮

少年及び障がいのある人については、その特性について配慮した捜査が強く求められます。また、密室での取調べの弊害がより顕著であることから、取調べの全過程の可視化，取調立会権の確立が早急に求められます。また、少年被告人の裁判員裁判についても、その特性に対する配慮が必要です。

(8) 医療観察法

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者」について、一般精神科医療の改善・充実を図ることによって、そこで適切な処遇をすることが必要です。2005年7月に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が施行されましたが、本来入院決定による処遇を受けるべきではない対象者が、本法に基づく入院による医療としての処遇を受けているなど、法の根拠を欠く身体拘束がなされているという具体例も報告されています。

私たちは、精神科医療水準を引き上げ、医療観察法を抜本的に見直すことを求めますが、当面は、本法の処遇が身体的自由の制約を含む強制医療という重大な人権制約を内容とすることに鑑み、これを厳格に運用することを求めています。

2 裁判員制度

2009年5月、裁判員制度が始まりました。職業裁判官によって独占されてきた刑事裁判の現場に、様々な知識や経験をもった市民が参加し、刑事裁判にその良識を反映させることによって、刑事司法の改革に結びつけていくことが期待されています。

裁判員裁判は、運用が開始されたばかりですが、3年後の見直しに向けて、今後の運用をしっかりと検証し、被疑者・被告人の自由と人権を守るより良い制度にすることをめざします。

3 再審支援・再審制度

日弁連は、再審事件の支援に取り組み、足利事件、布川事件などの再審開始決定などの成果を挙げてきました。他方、近時の再審申立に対する決定は、新旧の全証拠の全面的再評価によって確定判決に合理的な疑いを生じさせたときは再審を開始するとする最高裁判所・白鳥・財田川決定の趣旨を反映せずに不開始とするものが多くなりつつあります。私たちは、無辜の市民を救済し、白鳥・財田川決定の趣旨を生かした再審決定を得るべく、引き続き支援を行っていきます。

また、再審開始決定に対する検察官の不服を認める現行制度の改正や、DNA鑑定を無罪立証の手段として利用するための制度の確立などの制度改善を求めると同時に、再審事件の審理が長期化する傾向にあることから、誤判の疑いのある場合に迅速な救済が可能となる制度の実現もめざしていきます。

- 1 法定刑の引上げ、量刑の重罰化などの刑事司法の重罰化、軽微なマナーやモラルの問題を処罰の対象とする動きに対して、守るべき法益との均衡を害していないか、犯罪抑止の見地から効果があるかなどを実証的な見地から検討し、人権の制約が必要最小限のものか、明確な基準によるものであるかを厳しく吟味していきます。
- 2 犯罪の背景には貧困や差別などが存在することを見据えて、貧困や差別の解消、生存権の保障などが犯罪を減少させる有効な方策であるという視点を持ち、これらの施策を実現することが重要であることを訴えていきます。

1 重罰化・厳罰化の動きと実証的な検討の必要性

日本では、犯罪抑止のためなどとして、有期懲役刑の上限の引上げなど、重罰化の方向での刑事立法が相次いで行われ、また、言い渡される刑も重罰化の傾向が強まっています。また、安全で安心なまちづくりのためという理由でゴミのポイ捨てなどの軽微な行為も犯罪とされるなど、マナーやモラルのレベルの行為についても取締りの対象となりつつあります。「治安が悪化している」とする議論や犯罪被害者の応報感情からの重罰化の議論や、犯罪防止のためには刑事司法の重罰化こそが有効であるとする主張もあります。また、凶悪・重大犯罪の公訴時効の延長・廃止の動きもあります。

しかし、国家権力、特に刑罰権の行使は、拘禁や生命の剥奪などの重大な人権の制約をとともうのものであり、立憲主義のもとでは、重罰化や犯罪化によって守ろうとしている具体的な法益は何か、その法益を守るために真に必要かつ有効な刑罰・施策であるかなどを、実証的な犯罪情勢の分析から検討しなければなりません。「治安の悪化」とされているものが、単なる「体感的」なものにすぎないものかどうか、行動の自由を萎縮させないような明確な規定・基準に基づくものであるかなどを厳しく吟味する必要もあります。また、公訴時効の延長・廃止についても、必要性の有無や被疑者の人権の視点から慎重に吟味する必要があります。

2 犯罪の背景としての差別・偏見などの障壁を取り除く必要性

また、犯罪の背景には、貧困、差別などを通じて生存権が十分に保障されずにいること、幼少の頃からの被虐待体験などがあります。貧困や差別を解消し、地域における多様性や寛容性を確保して、すべての人々が共生することができる社会を実現することをめざすところこそが、犯罪を減少させる近道にもなります。

私たちは、差別や偏見などの障壁を取り除き、社会保障を充実させ、教育や医療などの

施策を人的・物的に拡充するための取組を強めていきます。また、このような方向性が犯罪の減少にもつながることを社会に訴えていきます。

3 国際的・国内的な場面における日弁連の活動

近時の刑事立法は、国連の刑事司法委員会やF A T F（金融作業活動部会）などの国際機関で、条約の締結や勧告の実施などが行われ、そこで規定された刑事立法強化の方針が各国の国内立法にも影響を与えています。

国内でも、法制審議会や国会において、重罰化を支える議論として「治安の悪化」などが強く主張されています。

私たちは、刑事立法におけるこれらの国際的、国内的な場面に積極的に参加して、前記1及び2で述べた視点からの意見を述べ、適切な提言を行っていきます。

13 死刑をめぐる人権

死刑の廃止・執行停止は国際的な潮流であり、特に日本の死刑制度には、死刑に直面している者に対し、十分な弁護権、防御権が保障されていない等様々な問題点があります。政府に対し、死刑廃止を前向きに検討することを求めている国連機関・人権条約機関による勧告を誠実に受け止めるよう働きかけると同時に、死刑の執行を停止し、死刑制度の存廃について国民的議論を行うことを呼びかけます。

死刑の廃止または執行の停止が世界の潮流となっていることは明らかです。1990年当時、死刑存置国は96か国・死刑廃止国は80か国でしたが、2009年現在、死刑存置国は58か国・死刑廃止国は139か国となりました（死刑廃止国には事実上の廃止国も含まれます。）。

国際人権（自由権）規約の6条では、「生命に対する権利」の保障を定め、死刑制度は廃止することが望ましいことを示しています。このような観点から、国連の人権理事会は2008年6月、死刑の執行停止を、国際人権（自由権）規約委員会は、2008年10月、日本に対し、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきであるとそれぞれ勧告しました。

特に日本の刑事司法制度は、捜査段階、公判段階、刑の確定後、執行段階のいずれにおいても、十分な弁護権、防御権が保障されておらず、必要的な上訴制度がないこと、再審請求や恩赦の申立てに執行停止の効力がないこと、死刑執行の対象とされる者の精神障がいの有無についての制度的な審査が保障されていないこと、死刑執行を本人や家族に事前に告知しないことなど、国際人権基準に大きく違反している状態にあります。また、誤判

の危険性は人間の行う裁判においては避けられないものであり、死刑制度が存在する限り、かけがえのない生命を誤って奪う危険性は常に存在しています。そして死刑執行後に、死刑を執行された者の氏名・犯罪事実・執行場所を公表するだけで、死刑執行対象者を選ぶ基準や具体的な執行の方法も明らかにされていません。

わが国においても死刑の執行を停止し、死刑制度の存廃について国民的議論を行う必要があります。そのために、国会議員、マスコミ、市民各層に働きかけ、日本政府が国際人権（自由権）規約委員会をはじめとする国連機関による勧告を誠実に受け止め、勧告の履行に向けた真摯な取組を行うよう求めること、また死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の時限立法（死刑執行停止法）を制定すること（日弁連は、死刑執行停止法の試案をすでに発表しています。）を求めています。

14

刑事被拘禁者の人権

「刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律」が成立しましたが、新設された視察委員会の活動の強化、外部交通、医療の問題などの改善に取り組むほか、長期独居拘禁、過剰収容などの解消に引き続き取り組みます。

約100年ぶりに監獄法が改正され、2007年に「刑事被収容者処遇法」（刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律。この項では以下「新法」といいます。）が成立・施行されました。

新法により、第三者機関（視察委員会）の新設をはじめ、刑事被拘禁者の人権は一定程度前進しましたが、以下に述べるとおり、改善すべき点が多々残されています。

1 視察委員会の活動の強化

新法により、刑務所・拘置所ごとに刑事施設視察委員会が、また都道府県警察本部ごとに留置施設視察委員会が新設され、スタートしました。視察委員会は弁護士、医師などのほか地域の自治体職員や住民によって構成され、独立性を保持しながら、刑事拘禁施設の実状を視察し、被拘禁者と面接し、施設から情報の提供を受けるなどして、その運営について意見を述べ、結果等を公表するものです。

視察委員会の活動により、これまで閉ざされていた行刑の現場に外部からの目が届くようになり、今後、行刑に対する一般市民の理解や関心が高まり、被拘禁者の処遇内容も改善されることが期待されます。

しかし、視察委員会の活動に関する予算の制約や人的体制の不備などの問題が残っています。また、拷問禁止委員会からは、「警察留置場に収容された被拘禁者にとって利用可

能な、独立かつ効果的な視察と不服申立の仕組みが欠如していること」や「刑事施設視察委員会に、拷問等に関する調査について十分な権限が不足していること」に懸念が表明され、「留置施設視察委員会の委員には、弁護士会の推薦する弁護士を組織的に含めることを確実にするなどの手段により、警察拘禁に対する外部査察の独立性を保障」すべきだと勧告されています。施設当局からの独立性を高めるよう改善するとともに、新法の運用が行政改革の趣旨に沿って国際人権基準を満たしたものになるよう注視すべきです。

私たちは、視察委員に選任された会員を対象に年数回連絡会議を開催して情報・意見交換を図り、視察委員会の活動の充実に寄与していますが、今後とも側面的協力を強化します。

2 外部交通の拡大

新法により、受刑者の面会の相手方の範囲が一部拡大され（知人・友人など）、弁護人等の夜間・休日接見や電話（テレビ電話を含む。）・ファックスによる外部交通が部分的に導入され、これまで必要であった信書の検閲が裁量制となるなど、一定程度前進しました。

しかし、外部交通の拡大は未だ極めて不十分であり、課題が山積しています。

拘置所における未決被拘禁者と弁護人との接見は、夜間・休日でも支障なく行えるよう、大幅に拡大すべきです。また、警察署・拘置所・刑務所における電話（テレビ電話を含む。）やファックスによる外部交通も大幅に拡大すべきです。受刑者の面会の相手方の範囲や、信書を検閲しない範囲についてもしかりです。

私たちは、外部交通の一層の拡大のため、積極的に取り組みます。

3 刑事施設における医療の改善

刑事施設における医療について、新法では指名医による診療が導入されたものの、実効性ある改善はなく、依然として極めて深刻な現状にあり、被拘禁者から多くの不満や苦情が寄せられています。

具体的には、施設内の医療が保安部門に従属し、医師などの医療スタッフが圧倒的に不足しており、被拘禁者から受診の希望があっても、迅速で適切な診療が提供されていません。外部の医療機関との連携・協力も不十分です。抜本的には、刑事施設における医療を厚生労働省に移管すべきです。

私たちは、刑事施設における医療を最重要課題ととらえ、その改善に積極的に取り組みます。

4 受刑者の長期独居拘禁の改善

新法では、受刑者の隔離の期間を原則として3か月間とし、特に継続の必要がある場合以外は継続できないこととされました。しかし、実際には多くの刑務所で隔離によらない脱法的な長期間の昼夜間独居拘禁が行われています。例えば、居室指定のための制限区分第四種（居室内で処遇される者）に指定したり、所内規程を理由にするものなどです。

長期間の独居拘禁は受刑者の心身に重大な悪影響を及ぼすため、このような脱法的なやり方を改め、速やかに改善しなければなりません。

私たちは、この課題も重視し、改善に向けて積極的に取り組みます。

5 過剰収容を解決する課題

ここ1～2年改善傾向にはあるものの、刑事施設（刑務所・拘置所）における過剰収容は解消していません。これによって、被拘禁者同士、あるいは被拘禁者と刑務職員との間の暴行・傷害事件やトラブルが多発しています。法務省自ら認めるとおり、過剰収容問題は現在の最重要課題です。

当面の対応として刑事施設の物理的拡充も必要ですが、長期的には社会内処遇の充実による拘禁刑の抑制・見直し、仮釈放制度の充実など、社会復帰の観点を踏まえた非拘禁化政策を追求すべきです。

私たちは、新たな立法による解決を含めて、この問題に積極的に取り組みます。

15

罪を犯した人の人権

更生保護においても個人の尊厳と基本的人権の尊重が確保されるよう取り組みます。施設収容されている者には、一定の場合の仮釈放審査の請求権を認め適切な社会復帰のための処遇の保障を、施設収容されなかった者や、施設収容を終えて社会に復帰した者に対しては、社会復帰の支援を目的とする保護観察の充実と、適切な援助を求めていきます。薬物対策プログラムの義務づけなどの有効な社会内処遇の制度の構築を提言していきます。

1 刑事政策の目的と罪を犯した人の人権

刑事政策の目的は社会秩序の維持・安定を図ることにおかれています。しかし、その対象である罪を犯した人も主体的に幸福を追求する権利を有しており、法律に定められた刑以上に不利益を課することは許されません。

ところが、2008年6月に施行された更生保護法は、中核とする目的として再犯防止を掲げ、不良措置を強化するなど治安的な内容に傾いており、保護の理念が後退していま

す。

更生保護制度の名のもとに、監視的機能に重心が置かれ、保護観察対象者への介入・干渉が不当に強化されることがないように更生保護法の目的については再考すべきことを提言します。

2 罪を犯した人に対する更生保護

罪を犯した人に対する本来的な更生保護を検討する場合には、単に犯罪抑止の刑事政策的観点のみではなく、施設収容されている者、施設収容されなかった者、施設収容を終えて社会に復帰する者、それぞれの状況に応じて、対象者が社会内で人間として尊重されながら信頼関係の構築によって自立して生活し得ることを支援するという社会福祉的観点からの対策こそ必要です。

しかしながら、罪を犯した者の主体的な社会復帰を目的とした一貫した社会的援助の実践に必要な人的物的条件と法的整備に関しては十分に取り組みられてきませんでした。

近時、ようやく、更生保護の第一の担い手とされる法務省が厚生労働省と連携をとり、必要な就労支援等の動きが見られるようになりました。「地域生活定着支援センター」の設立や、全国の刑務所に出所後を見据えた様々な支援を行う社会福祉士の設置、更生保護施設と連携しながら、福祉的支援に結びつけるといった試みが緒につこうとしています。

しかし、同事業に関しては、国民や地域社会の理解がなければ効果は期待できないことから、その広報を図りつつ、国・地方公共団体及び民間の担当者等が相互に連携を深め、私たちとしても各弁護士会を通じて積極的に協力して罪を犯した人の社会生活を支援していかねばなりません。

また、これらの施策を実現するためには、十分な予算措置が講ぜられる必要があります。

さらに、罪を犯した人の就労、資格制限、社会保障、欧米に比し低廉に過ぎる作業報奨金等の問題があり、過剰な資格制限の撤廃や、懲役刑における社会保障費の納入を可能にする制度改正、釈放後の生活資金や被害者への賠償も可能にする作業報奨金の増額等の制度設計も検討されるべきです。

なお、福祉的支援は、被疑者・被告人段階においても必要ですし、そのための制度の整備を求めていく必要もあります。

3 罪を犯した人に対する支援

罪を犯した人のそれぞれの問題を克服する援助的なケースワークを図るため、適切な機関との連携、問題解決のためのネットワーク構築を制度の中心とすることが適切と考えます。具体的には、少年であれば学校との連携、就労支援であればハローワークや協力雇用主、薬物犯罪者の場合には、薬物処遇プログラムを実施しているNPO法人との連携です。

4 仮釈放のあり方

仮釈放については、仮釈放基準のうち、「悔悟の情」は、より広く受刑者の自らの反省を省みる態度を斟酌できるものとすべきです。

また、仮釈放の審査に際しては、帰住先があることが実質的に重要な事項であり、受刑者に居所や身寄りがないことが仮釈放が認められない原因となっていますが、帰っていくべき場所がないことから、結果的に満期釈放となり必要な援助がなされないことが、そのまま再犯率の高さとなっています。仮釈放により適切な保護観察が実施されることは対象者の円滑な社会復帰と改善更生に極めて有益であることから、少なくとも帰住先を確保すべきです。

なお、一方で、保護観察処分を受けた人の引受先がいわゆる処遇施設化してしまうことを防止するため、国立の更生保護施設の設置が必要不可欠です。

前記以外にも、受刑者に対してできる限り早い段階で仮釈放が実施されるべきであり、原則としてすべての者について仮釈放が考慮されるべきと考えます。

また、そもそも、少年に対する不定期刑に関しては、短期を基準として運用すべきです。

仮に満期釈放であったとしても、当事者の同意を得た上で適切な保護がなされるべき制度を構築すべきことを提言します。

5 無期懲役受刑者の仮釈放

近時無期懲役受刑者は10年前の倍の1700名に増加しているにもかかわらず、仮釈放を認められる者が著しく減少しています。2006年は3名、2007年は1名でした。仮釈放の審査すらなされず、期限のない拘禁のもとに置かれている無期懲役受刑者の現状は深刻です。仮釈放の審査を活性化するため、法務省も運用上30年を超える無期懲役受刑者については審査を義務化することとしていますが、法制度としても、少なくとも無期懲役受刑者については一定期間ごとに仮釈放審査を受ける機会を保障すべきです。また、仮釈放を審査する地方更生保護委員会の委員が保護関係行政官の経験者で占められている現状を改め、弁護士など行政から独立した人的構成とするべきことを提言します。

犯罪被害者等は、個人としてその尊厳を重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを基本理念として、情報提供される権利、被害回復を求める権利、物質的・精神的・心理的・社会的支援を受ける権利、刑事手続に関わる権利などに基づき、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援が途切れなく受けられるようにすることをめざします。

犯罪被害者は、社会から「忘れられた存在」と言われ、これまで自分に対して犯された犯罪やその加害者についてすら、知りたい情報も知らされず、経済的、精神的な被害や困難は放置され、社会的にも孤立した存在でした。刑事裁判でも犯罪被害者は証拠の一つとしてしか扱われず、犯罪被害者の人権は長く顧みられませんでした。

1999年10月、日弁連は「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」を採択し、さらに犯罪被害者対策委員会（2000年9月「犯罪被害者支援委員会」に改称）を新設して活動を開始しました。

2000年5月には、いわゆる犯罪被害者保護二法が制定されました。これは、犯罪被害者が刑事手続へ関与していくための措置を導入するためのものでした。

日弁連は、2003年10月、第46回人権擁護大会において、「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」を採択しました。この決議は、犯罪被害者等基本法の制定とともに、経済的支援の拡充といった意見とあわせ、「犯罪被害者が刑事訴訟手続に参加する諸制度の是非およびあり方について、早急に議論を深める」との決意を表明するものであり、その後の会内議論の契機となるものでした。

2004年12月、犯罪被害者等基本法が成立し、2007年6月被害者参加制度及び損害賠償命令制度が新設されました。同時に、資力に乏しい犯罪被害者が、公費で支援弁護士への援助を受けることができる国選被害者参加弁護士制度も開始されました。

このように、これまで新しい犯罪被害者支援法制の骨格をつくり上げてきましたが、犯罪被害者等の権利の擁護のために、犯罪被害者等の人間としての尊厳を守るという観点から、情報提供される権利、被害回復を求める権利、物質的・精神的・心理的・社会的支援を受ける権利、刑事手続に関わる権利などに基づき、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援が途切れなく受けられるよう、引き続き次のような課題に取り組みます。

日弁連は、2006年11月に「犯罪被害者等に対する経済的支援拡充に関する意見書」を発表し、犯罪被害者等補償法の制定を提言しています。この10年における犯罪被害者

支援法制の展開は目を見張るものがあるとはいえ、経済的支援の拡充は未だ充分とはいえ、今後も立法提言を行っていくことが重要です。

さらに、日弁連が日本司法支援センターに委託して実施している犯罪被害者法律援助事業の果たす役割は大きく、財源の確保を含め、安定した事業の継続が求められています。同援助事業を含む日弁連の法律援助事業の本来事業化をめざしていきます。

17

民事介入暴力の排除

暴力団対策法をはじめとする法律や制度を利用し、あるいは新たな制度を提言するなどして、潜在化・匿名化・不透明化する暴力団等の活動を排除し、市民や企業、行政に対する暴力団等による被害の防止、救済を図ります。

人々が生命・身体の安全及び財産をおびやかされることなく生活する権利は、基本的人権の根幹をなすものです。暴力団等が、民事紛争や取引社会に介入して不当な利益をあげる民事介入暴力や暴力団抗争等からの一般市民の被害の防止・救済は、私たちが担うべき重大な人権救済活動の一つです。

深刻な社会問題と化している組織的なヤミ金融、振り込め詐欺、架空請求等に見られるように、暴力団対策法の施行から17年が経過し、暴力団は自らの姿を隠すことにより潜在化・匿名化・不透明化して、一般市民や企業・行政に対して不当な被害を与えています。暴力団抗争に巻き込まれる市民の被害や、暴力団事務所による市民が平穏な環境で生活する権利の侵害の防止も未だに十分ではありません。また、行政対象暴力は、公平・公正な行政サービスを受ける市民の権利を害するおそれがあります。市民を暴力から守るための活動をしている弁護士に対する業務妨害や暴力事件も防止されなければなりません。

私たちは、民事介入暴力被害者救済センターを中心として、一般市民の救済及び被害の防止にあたります。

また、最高裁「籾武事件」判決にはじまる組長使用者責任法理の量的・質的な拡大、犯罪被害財産等による被害回復給付金支給法の効果的な運用、平成20年暴力団対策法の改正により新設された、威力利用資金獲得行為に関する代表者等の損害賠償責任の規定や損害賠償請求等に対する妨害行為規制の規定の利用等を通じて、市民の被害の実効的な回復を支援します。裁判所における競売手続等司法からの暴力団等の排除及び行政対象暴力の排除も推進していきます。

企業についても、個別の企業活動についての暴力団等の介入排除を支援するとともに、暴力団等を排除するための内部統制システムの確立をサポートします。

- 1 警察が、他の行政機関の保有する個人情報を利用したり、市民生活に入り込んで情報を得たり、市民の行動を相互監視することを促すような活動を行うなどして権限と活動の拡大を行うことについて、人権保障の観点から適切に規制するよう活動します。
- 2 警察組織と警察活動に対する民主的コントロールを通じて市民の人権を保障するため、公安委員会制度の抜本的改革、警察予算の透明化、組織運営等の情報開示、議会による監督等の施策の実現を図ります。

1 警察権限と活動の拡大への規制

「体感治安の悪化」や9・11同時多発テロ以後のテロ対策などを理由に、近時、「安全・安心まちづくり条例」や「生活安全条例」などが全国的に広がり、警察が、民間の監視カメラの設置を奨励しながらそのデータを取得したり、市民による相互監視を促すなどの活動が行われています。また、情報システムの高度化を背景に、警察自らがNシステムを設置したり、DNAデータベースの構築をし、他の行政機関の保有する個人情報についても取得することが検討されています。く犯少年に対する警察の調査権限の立法化も検討されています。

しかし、警察活動は、強制力の行使に結びつく活動であり、近代立憲主義憲法のもとでは、市民社会に対して謙抑的に行使されるべきです。現実にも、これらの警察活動は、市民の自己情報コントロール権やプライバシー権などの人権と厳しい緊張関係を持ちます。また、市民の相互監視を促すことは、外国人などの少数者や様々な困難を抱える人々に対する差別や偏見を助長し、社会の分裂を招きかねません。

そこで、警察活動については、警察権行使の本来の目的の範囲にあるか、守ろうとする法益との関係で必要最低限の人権制約であるのかなどの観点から、その活動を規制していく活動が必要です。

2 警察活動に対する民主的コントロール

警察権限、活動の拡大は警察の人員・予算の拡大につながります。しかし、その組織運営や運用、警察予算の用途については不明確な点が指摘されてきたところです。特に、不正経理の問題は、日常業務運営や人事に大きく影響し、警察官の倫理観をむしろ、多発続発する非違行為・不祥事の一因となっています。また、いわゆる志布志事件や氷見事件に見られるように、警察権力の利用による不当な捜査もたびたび報告されているところですが、そのような不当な警察活動についての調査・監督・処分が適正に行われなければなりません。

このような状況の中で、警察活動について民主的コントロールを及ぼすことを通じて警察活動

を適正なものとするのが、市民の自由・人権を保障するために必要です。

そこです、現在存在する都道府県公安委員会について、公選制の採用や監督権限の拡大などを通じた抜本的改革が図られなければなりません。また、警察予算の透明化、組織運営等の情報開示による監督等、警察制度の民主化に向けた措置を講じる必要があります。

また、Nシステムや監視カメラ等により、警察に集中する情報について、これをどのように取得し、管理し、運用するかその手続等の透明化・適正化を求めています。さらに、従来から指摘されている、警備・公安部門によって広範に行われている予防的な情報活動などについても、その機構、権限、活動の内容について透明化を求めています。

19

思想・信条の自由

思想・良心・信教の自由は人間固有の尊厳に由来する基本的権利です。これらの自由の侵害を許さず、また、教育が個人の内心の自由の領域に踏み込むことのないよう注視します。

1 思想・信条の自由をめぐる最近の状況

思想・良心・信教の自由は人間固有の尊厳に由来する基本的権利であり、最大限に尊重されなければなりません。

しかし昨今、これらの自由を侵害する事件が次々と起こっています。

2002年、防衛庁が、情報公開請求をした市民をリスト化して組織的に利用していたことが判明しました。国の組織がこのようなリストを作成すること自体、思想・信条により他の市民と区別しようとするものであって問題があります。

また東京都では、各地の公立学校で、教職員に対し卒業式や入学式で「日の丸」に向かって起立し「君が代」を斉唱することを強制し、これに従わなかった教職員を懲戒する事例が頻発しており、これに対して最高裁も2007年2月、自分の思想信条上「君が代」をピアノ伴奏できないとした音楽の教諭に対し入学式での「君が代」のピアノ伴奏を命じた校長の職務命令につき、憲法19条に違反しないとしました。

2007年には、公安調査庁の職員が、法律家団体の定時総会出席者が宿泊する予定のホテルに対して宿泊者名簿の提供を求める事件や陸上自衛隊情報保全隊が自衛隊のイラク派兵に反対する市民や団体の集会等の情報を収集して資料にまとめていた事件が発生しました。

2 教育基本法「改正」

戦後の民主的社会を支えてきた教育基本法が2006年12月に改正され、「伝統と文

化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国...を愛する」ことその他、個人の内心に関わる事柄も幅広く「教育の目標」として取り上げるなど、本来多様性・多義性を持つ事柄について特定の価値観を植え付けることをめざすかのような内容となっています。特に危惧されるのは、改正前の法律が「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」としていた(改正前の10条1項)のに対し、改正法16条が、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものである」と、教育が法律事項であることをあえて盛り込んでいる点です。旭川学力テスト事件に関する最高裁大法廷判決(1976年5月21日)は、教育内容に対する国家的介入は抑制的であるべきこと、及び、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入をすることは許されないことを確認していますが、改正法下でもこれらの趣旨が守られる必要があります。過去に教育に対する国家的介入が一元的な価値観、一方的な観念を植え付けることによってもたらした悲劇を繰り返さないためには、教育は、個人の尊厳と法の支配を指導理念とするという立憲主義的性格を失ってはなりません。

3 私たちの取組

私たちは、時代に逆行するような内心の自由の侵害行為には強く反対しその是正を求めていくとともに、改正教育基本法に基づく各種教育施策が個人の内心の自由の領域に踏み込むなど立憲主義的性格に反するものにならないよう注視していきます。



20 表現の自由

人間としての本質的な属性たる自由な表現活動を守るため、また、情報の自由な流通による民主的な社会を実現するため、表現の自由と市民の知る権利を守るために全力を尽くし、これらの権利を侵害するあらゆる動きに対し、必要な行動をとります。

1 表現の自由の重要性

表現の自由は大切です。私たちが自分の感じたこと、考えたことを表現することは人間としての本質的な属性です。また、私たち一人ひとりが情報を自由に発信し、かつ自由に受け取ることによって初めて私たちは真理への到達が助けられ、適切に主権を行使することができるのであり、情報の自由な流通がなければ真に民主的な社会は訪れません。

2 日本の実情

日本におけるこれらの権利の保障は、甚だ心許ないのがその実態です。

ビラ配り行為が住居侵入罪や威力業務妨害罪などにあたるとして刑事事件として摘発される事例が立て続けに起きています。そして、人権の最後の砦となるべき最高裁もこのような動きに歯止めをかけることなく、最高裁第二小法廷は2008年4月、自衛隊のイラク派遣に反対するビラを自衛隊の官舎に配布した市民に住居侵入の刑事責任を問うことを表現の自由の侵害にあたらないとし、下級審の有罪判決を是認しました。街宣活動による混乱をおそれてホテルが会場の使用を拒否したり、映画館が映画の上映を断念したりする傾向も見られます。

もともと表現の自由は他者に対する働きかけを本質とするものであり、他人の利益との衝突・調整が必要となるものです。このため、利益の調整の名のもとに時の権力の介入を招きやすく、また、特に表現の内容が権力批判に向かっているときにはその自由が抑圧されやすいという性格をもっています。そうであるがゆえに表現の自由は憲法上保障されているのです。表現の自由が問題となる事案ではそのような本質が十分に考慮されなければなりません。

マスメディアに対しても、放送局への監督を総務省が行うというわが国の法制下で総務省が放送内容にわたる行政指導を頻繁に発するようになってきました。また、各種立法の過程において、たとえば人権擁護法案では、独立性に問題のある人権救済機関に報道機関の取材報道への規制の権限を与えることが提案されたり、個人情報保護法の審議の過程では報道機関が報道目的で保有している情報についてもその取扱いに規制が及ぶものとされるなど、報道機関の取材報道を規制する条項がたびたび持ち出されています。

3 新しい表現手段・インターネット

近年インターネットはめざましい普及をし、今では多くの人にとり、情報をやり取りするツールとして不可欠になっています。インターネットは情報の発信や取得が手軽で、また、一旦公表された情報はいともたやすく拡大する性質があります。さらに、匿名による情報発信も容易であるため、責任を十分に自覚しないままインターネット上に情報を流布する人もいます。このためインターネットは、個人の名誉・プライバシー等を傷つける言論や、子どもの成長発達上好ましくない情報が流通するなどの弊害も取りざたされています。

ところがインターネットは普及してから年月が浅いため、そのような弊害への対策も緒についたばかりです。

名誉毀損やプライバシー侵害に対する防止策を強化すれば、それは一方で草の根の言論を抑えつけてしまうおそれが生じます。また、子どもらのために有害情報の流通を防止す

るという観点も、具体的に何をもって有害情報とし、いかなる方法でその流通を防止するかという点について配慮をしないと、広汎な規制となって情報の自由な流通を阻害してしまいます。

もとよりいずれの場合も、その規制に公権力の過度の介入を招くと、せっかく獲得したインターネットという情報ツールが、表現の自由、知る権利の保障にとって意味のないものとなってしまいます。

インターネットは、これまで圧倒的に情報の受け手に止まっていた私たち市民が極めて有効に情報を発信することのできる媒体であり、現代において表現の自由、知る権利の保障を十全にするものとして極めて有効な手段です。

私たちは、弊害を防止しつつその利点を最大限に生かさなくてはなりません。

4 私たちの取組

私たちは、ビラ配りその他の市民の情報発信の自由が真に保障されるよう取り組み、報道に対して行政・立法の不当な介入がなされないよう監視を怠りません。

また、インターネット言論による弊害の防止については、できる限り自主規制と司法手続によって図るという制度設計がなされるよう提言を続け、インターネットによる表現の自由を守ります。



21 報道と人権

報道される人の名誉・プライバシーを守り、報道による人権侵害の救済に力を尽くします。

報道機関に対し、事件報道について被疑者・被告人や被害者の原則匿名報道を実現するよう求めます。

新聞・雑誌などの活字メディアが報道による人権侵害の救済のために自主的に第三者機関を組織するよう求めます。

1 匿名報道の必要性

被疑者・被告人について当初から犯人視した報道がなされたり、犯罪の被害に遭った人その他の人々の私生活が興味本位に細部にわたるまで暴かれたりするなど、市民に関する行き過ぎた報道が市民の名誉やプライバシーを侵害する例が後を絶ちません。

報道被害を最小限に食い止めるためには、事件報道について、被疑者・被告人・被害者、その関係人を含めて原則的に匿名で報道するべきです。

2 報道被害救済のための第三者機関設置の必要性

報道被害を救済するためには、報道被害の訴えを審査する第三者機関を報道機関が自主的に設けることが必要です。そのようにすることで、言論に対する公権力の不当な介入を防止しつつ被害者救済を実現することができます。私たちは、政府から独立した国内人権機関を設立するよう求めています。報道被害への対応については、このような第三者機関が設置されたときは、当該第三者機関に優先的管轄権を認めるべきであると考えています。

3 報道被害を防止するための取組

匿名報道の問題については、報道機関によっては、被疑者や被害者について徐々に匿名報道の範囲を広げるところも出てきており一定の前進がみられました。また第三者機関の問題についても、放送界が1997年に放送人権委員会を設置し、精力的に活動しています。

しかしながら報道機関の主たる流れが実名報道原則を唱えるものであるという状況に変わりはなく、また、活字メディアには、放送人権委員会のように企業の壁を越えて報道被害に対応する第三者機関を設ける動きはみられません。

私たちは、実名報道原則から原則匿名報道への転換を引き続きマスメディアに働きかけ、また、活字メディアに対し、報道被害救済のために社を超えた第三者機関を設置するよう提案を続けていきます。

- 1 犯罪対策やテロ対策などの名のもとに、国などが市民の情報を収集し、蓄積し、統合することによって市民生活への監視を強めることに対して、人権保障の観点から適法性を吟味する一方、人権を保障し、差別を解消することを通じて自由で安全な社会を構築することをめざします。また、情報化社会の進展の中で、国などにより違法・不当な個人情報の収集・利用がなされないよう、個人情報保護と行政情報の公開の観点からのシステム作りに取り組みます。
- 2 共謀罪や依頼者密告制度の新設を阻止します。
サイバー犯罪条約の無条件の批准に反対するとともに、批准にともなう国内法整備のための捜査手段の恣意的な拡大を阻止します。
通信傍受法の濫用や対象範囲の拡大に反対します。
- 3 外国人から指紋情報などを採取して利用できる入国制度、在留カードの常時携帯や外国人の就学情報・雇用情報の通報制度などの見直しを求めます。
- 4 国などによる個人情報の取得・保管・利用に対する調査、是正命令などを行う権限を持つ、政府から独立した機関を設立することを求めます。

1 監視社会への基本的立場

2001年9月11日のアメリカ同時多発テロを契機として、テロ対策の名のもとで、世界は大きく市民社会への監視強化に舵を切りました。国際組織犯罪やテロ対策の動きの中で国際社会からの圧力によって、共謀罪や密告制度などの問題が生じ、また、国内においてもテロ対策・犯罪対策強化の名のもとで、外国人への監視・管理の強化、厳罰化、警察と連携する監視カメラの設置などの動きも強まっています。これらの動きの多くは、情報化社会の進展を背景に、様々な個人情報を収集、蓄積し、統合して監視に利用する手法を用いています。

これらの諸施策は、立憲主義的な人権保障の枠組みを突き崩すこととなりかねず、また、国が、市民生活の細部にまで立ち入って個人の情報を取得・統合して個人の生活や思想を監視することを許すことにより、プライバシー権が侵害されたり、監視や規制をおそれる結果、民主主義社会を支える言論・表現の自由を萎縮させることとなること、さらに、地域社会における、多様性や寛容性が否定されて社会の分裂がもたらされるおそれもあります。

私たちは、このような視点から、監視社会化を招く諸施策に対して、人権保障の観点からその必要性・相当性を厳しく吟味し、一方、人権を保障し、差別を解消することを通じて自由で安全な社会を構築することをめざします。

また、情報化社会の進展の中で、国などや一部の企業は個人情報を大量に収集・利用してきており、そのため個人の私生活があらわにされ、場合によっては個人について誤った認識・取扱いがなされることにより、個人の尊厳が侵害される危険が増大しています。私たちは、国や企業により違法・不当な個人情報の収集・利用がなされないような仕組み作りをめざすとともに、個別の制度・事例についても個人情報保護と行政情報の公開の観点から問題点を明らかにし、是正を求めています。

2 国際的な枠組の中で実行される刑事司法・監視の強化への取組

(1) 2000年12月に国連で採択された「国際的な（越境的な）組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の国内法化として2003年、共謀罪の新設が国会に提案されましたが、共謀罪は、刑事捜査を通じて市民の思想信条の自由にも多大な影響を与える可能性があり、犯罪の着手がなくとも、二人以上の個人の犯罪遂行の合意があれば、処罰が可能であることを本質とする制度であって、日弁連はその制定に強く反対しその新設を阻止してきました。私たちは、引き続き共謀罪新設を阻止するために全力を尽くします。

(2) 2000年のFATF新40の勧告に基づいて2007年の通常国会でその導入が計画された、弁護士に依頼者の取引にマネーロンダリングの疑いのある場合に密告義務を課し、弁護士に警察庁に通報することを義務づける依頼者密告制度について、日弁連は、犯罪収益移転防止法から削除させ、その新設を阻止しました。

弁護士については、日弁連の会則によって特定の取引について依頼者の本人確認と記録保存の義務を負うこととし、この会則を確実に実施することによって依頼者密告制度の成立を未然に防止していかなければなりません。

(3) サイバー犯罪条約は、人権保障の観点から、市民のプライバシーや通信の秘密に対する重大な制約となる危険性が大きく、私たちは、各条項に認められた条件の付加や留保を最大限に行うことなくして拙速な批准をすることに反対してきました。

批准のための国内法整備として行われる、デジタル化されたコンピューター情報に対する捜査手段の恣意的な拡大や、メールなどの電磁的記録に対する保全要請の制度化などについても、私たちは引き続き反対をしていきます。

(4) 国際的な動きを背景に市民のプライバシー侵害と刑事捜査における令状主義の後退につながる通信傍受法が制定され、年々その適用件数が拡大しています。近い将来に制度的にも傍受対象範囲が拡大される危険性があり、私たちは、今後とも通信傍受法の濫用や対象範囲の拡大に反対していきます。

3 入国・在留管理の強化による外国人に対する監視に対する取組

2007年11月から、日本に入国しようとするすべての外国人（特別永住者を除く。）

は、指紋情報や顔情報を入管に提供しなければならなくなりました。これらの情報は、入国後も蓄積され、犯罪捜査などに利用することが可能となっています。また、2009年7月の法改正により、日本に在留する外国人に、ICチップを組み込んだ在留カードを常時携帯させ、学校や企業に、所属する外国人の情報を国に報告することを求めることなどを通じて、法務省が外国人の在留状況にかかわる情報をデータベース化する在留管理制度が構築されました。

このような外国人に対する監視を強化する制度は、外国人の自己情報コントロール権を侵害し、外国人に対する差別や偏見を助長するものであるとして、私たちは制度の見直しを求め、新たな監視の強化を防止していきます。

4 監視社会を防止するためのシステムの確立

現代社会におけるプライバシー権ないし自己情報コントロール権に対する侵害の問題は多岐に及び、侵害を防止するためのルールやシステム作り、救済などを行うことが重要な課題となり、EUでは、加盟各国においてデータ保護監察官（ドイツ連邦共和国）などが設置されています。

この問題の専門性、人権保障という準司法的性格に鑑みるならば、日本においても、プライバシー権ないし自己情報コントロール権を保護する観点から、国及び自治体などによる個人情報の取得、保管、利用に対する調査、是正命令などを行う権限を持つ、政府から独立した第三者機関を設立するべきです。私たちは、この提言の実現に向けて行動します。

23

個人情報の保護

公権力等により違法・不当な個人情報の収集・利用がなされないように、行政が個人情報を目的外で利用することができる場合を絞るなどの制度改善をめざします。同時に、住基ネットや社会保障カードなど個別の制度・事例についても個人情報保護の観点から問題点を明らかとし、是正を求めています。

従来から公権力・一部の民間企業は個人情報を大量に収集・利用してきており、そのため個人の私生活があらわにされ、場合によっては個人について誤った認識・取扱いがなされることにより、個人の尊厳を侵害するのではないかと懸念されてきました。昨今の著しい情報技術の進展にともない、より大量の情報が集積され、組み合わせられ得ようになり、そのような危険性は極めて大きなものとなりつつあります。

そのような状況下、国レベルでは2003年に民間の個人情報取扱業者を対象とする「個人情報の保護に関する法律」（略称「個人情報保護法」）と、「行政機関の保有する個人

情報の保護に関する法律」（略称「行政機関個人情報保護法」）が制定され、2006年までにはすべての自治体において個人情報保護条例が制定されるに至っています。

しかし、行政機関個人情報保護法においては、相当な理由がある場合に保有個人情報の目的外利用を認めています。その判断は一次的には行政機関が行うなど目的外利用の禁止が不徹底となっています。よって、行政機関個人情報保護法については、目的外利用の例外を限定する必要があります。

また、個人情報保護法は保有個人データの開示等を規定していますが、個人に開示を求める権利があることが明確ではなく、個人情報保護法は個人に裁判で開示を求める権利を認めたものではないとの裁判例もあります。

よって、個人情報保護法については、個人に開示請求権があることを法文上明確にすべきです。

なお、個人情報保護法については、第三者に個人データを提供することができる範囲が限定的に規定されているため、必要な個人情報が提供されなくなっているとの指摘もあります。正当な理由がある場合には個人データの提供をすることができるとの法改正がなされるべきです。

私たちは、個人情報が適切に保護されるよう、以上の法改正を求めています。

その他、住民基本台帳法「改正」により導入された住民基本台帳ネットワークシステム、現在導入が検討されている社会保障カードは個人情報の統一的管理を可能とするものであり、これらの制度については個人情報保護の観点から監視を行い、反対をするなど必要な行動を取っていきます。

24

企業と人権

人権、労働等の社会的分野や環境分野等に対する法的規制を超えた配慮等を自主的・主体的に企業活動に統合するという企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility / CSR）」の普及と啓発を通じて、企業自身による雇用環境や人権の向上を図ることを求めています。

1 「企業の社会的責任」とは

日弁連は、2008年3月、「企業の社会的責任（CSR）ガイドライン2007年度版」を公表しました。

企業活動のグローバル化は、先進国では深刻な失業問題等を発生させ、発展途上国では児童労働等の人権侵害の問題を引き起こしています。わが国では、近年、企業の法令違反等の不祥事が相次ぎ、不祥事を契機として経営破綻に追い込まれる事例も見られます。こ

れら内外にわたる多くの問題に対し、国家にその解決を求めるだけでなく、企業に対しても問題の解決を求める動きが強まっています。

企業の社会的責任（CSR）とは、人権、労働等の社会的分野や環境保全に対する配慮等をも含めて、企業がその業務活動の全体を通じて、人権や労働などの社会面と環境面への配慮を企業活動全体に統合することを意味しています。

これは、コンプライアンス（法令等遵守）にとどまらず、企業を取り巻く様々なステークホルダー（利害関係者）を意識しながら、社会や環境に配慮した自主的・主体的な企業活動が求められるものです。

2 日弁連の「企業の社会的責任ガイドライン」と弁護士活動

日弁連が公表した「企業の社会的責任（CSR）ガイドライン」は、企業の社会的責任において共通の課題として考えられるものを例示するものであり、各企業においては、これを参考としつつ、その業種、業態、事業規模等を踏まえた創意工夫により、ベスト・プラクティスとしての取組を行うことを期待するものです。これは、企業における個別の取組を推進するというにとどまらず、人権や労働などの社会面と環境面への配慮を企業活動全体に統合することを意味しています。

これまで弁護士は、法の専門家として、法令に関する知識や法解釈技術等を駆使して、主として法的紛争における当事者の代理人として活動してきました。また、顧客の法的リスクを予測し、その回避・軽減を図るという予防法務にも携わってきました。しかし、企業の自主的取組のあり方や、その継続的改善について、弁護士が企業または他のステークホルダー（利害関係者）の立場を理解し、積極的に関わってきたとは言えない状況です。

今後は、CSR経営をよりよく理解した弁護士が増えることにより、企業のCSR経営のよきパートナーとなって、CSRの普及と啓発を通じて、企業の本来的な持続可能な価値の向上に貢献することで、企業自身の行動を通じて雇用環境や人権の向上を図ることを求めます。

- 1 司法審査による行政のコントロールが実現されるよう，運用状況をチェックし，必要な立法提言をします。
- 2 外交や捜査を含め，必要な情報が開示され，訴訟において適正な審理がされるように，情報開示法制の改正を求めます。
- 3 行政が国会によってコントロールされるよう，必要な検討を行っていきます。
- 4 税務に関する情報を受け取る権利，適正手続を保障される権利，公正で独立した機関により不服申立てが審査される権利等の納税者の権利・利益の保護及び救済を実現するための立法化等をめざします。

1 行政に対するコントロールの必要性

行政の不正と腐敗を許さず，国民主権を実効あるものとするためには，行政に対する司法審査を充実・強化するとともに，行政情報のより一層の公開を実現させ，行政行為を国会によってコントロールするとともに，市民による行政への監視・参加に取り組むことが必要です。

2 司法審査によるコントロール

2004年に行政事件訴訟法の一部が改正され，訴訟類型が多様化し，行政上の権利利益の救済制度は一定程度改善されました。しかしながら，改正後の行政事件訴訟法においても，市民の権利救済という観点ではまだまだ不十分な内容であり，また，行政事件訴訟法の改正時に改正が検討されたにもかかわらず積み残された課題（行政計画や行政裁量の統制等）についても改正が実現されていません。

日弁連では，市民の権利救済の実効性を確保する制度とするため，改正行政事件訴訟法の5年後見直しを機にさらなる改正のために努力しています。

また日弁連は，「行政不服審査制度に関する改正案（行政活動是正請求法案）（仮称）」として，市民のための新たな行政不服審査制度を具体的に提案しており，行政計画，行政立法あるいは行政調査といった行政処分より早期の段階における行政不服審査制度の創設，審査請求前置の解消，執行停止要件の緩和，行政審判庁，オンブズマン制度の新制度創出の検討等を提言しています。

私たちは，今後も引き続き，改正された各制度が，行政上の権利利益を救済するものであるか，客観性・公正さ，迅速性といった目的を実現できているのかなど，その運用をチェックするとともに，必要に応じて立法提言を行っていきます。

加えて日弁連は，問題があると思われる国の財務行為について，国民が，会計検査院に

対して監査を請求し、会計検査院の対応が不十分なときは、国などを被告として必要な措置を取るよう請求する訴訟を提起することができるとする公金検査請求訴訟制度を提案しています。

3 情報開示によるコントロール

1999年に行政機関情報公開法が制定され、一定程度、市民が行政の情報を入手できるようになりました。しかし、同法においては、外交や捜査などに関する文書を開示するかどうかについて行政機関に広い裁量が認められており、その結果、不当な非開示処分が後を絶ちません。

また、情報公開訴訟の審理も十分に整備されていません。情報公開訴訟において、対象となる文書を裁判所が見ることができる制度がないため、行政機関の言い分どおりの判決となる傾向もあります。

よって、行政機関情報公開法を改正し、外交や捜査などに関する情報についても行政機関が非開示とすることができる理由があることを具体的に主張・立証しない限り開示するというように非開示情報の規定を改正して公開の原則を徹底させるとともに、裁判所だけが対象文書を見ることができる制度（インカメラ審理）等を導入し情報公開訴訟を充実させるべきです。

私たちは、行政機関情報公開法を改正するための必要な立法提言を行っていきます。

4 国会によるコントロール

現在の行政行為は、法律による行政に代わって、行政部によって作られる政令や省令、通達等による行政が幅広く横行し、私たちの人権が侵害されることがあります。この背景には、法律によって限りなく白紙委任に近い政令や省令が作られていたり、国会のコントロールを受けないで通達を作ることができるという問題があります。

行政を国会によってコントロールするためには、政令や省令、通達の策定にあたって国会が関与し、コントロールする必要があります。私たちは、行政の国会によるコントロールについて必要な検討を行います。

5 弁護士と公務員登用

従来、弁護士は在野から行政を監視し、コントロールすることに活動の重点を置いていましたが、従来の活動にあわせ、弁護士が行政の内部で活動することによっても、法律による行政の原理を徹底させることが可能となります。

私たちは、法曹有資格者の公務員登用を推進してきましたが、特定任期付職員への弁護士登用を今まで以上に推進することはもちろん、現行の国家公務員制度及び今後採用され

る新たな制度のもとで法曹有資格者をジェネラリストとして公務の中核において活用することについても積極的に推進し、あわせて登用形態の多様化をめざします。

6 納税者の権利・利益の保護

租税は、公共サービスの資金を調達するために、国民の富の一部を国家の手に移すものであり、その賦課・徴収は、必ず主権者である国民を直接代表する国会の制定する法律の根拠に基づいて行われなければなりません。

日本国憲法は、財産権を保障し(29条)、租税法律主義を規定しています(84条)。さらに、日本国憲法は適正手続きの保障(31条)を規定していますが、この趣旨は租税の分野でも重要な保障条項として機能させるべきものです。納税者の権利については、具体的には、税務に関する情報を受ける権利、適正手続を保障される権利、公正で独立した機関により不服申立てが審査される権利、不服申立機関を自由に選択する権利、租税立法に参加できる権利、秘密保持及びプライバシーの保護を受ける権利などが挙げられていますが、これらの納税者の権利・利益の保護及び救済をすることは、近代立憲主義の核心的事項の内でも重要なものの一つです。

また、近年の高齢化社会・福祉国家理念にともなう国民の租税負担の大幅な増加とこれにともなう税収確保は、わが国においても重要な課題となっています。納税者もその協力をする必要に迫られているとすれば、そのような協力を確保するためには、まず納税者の納得と税務行政に対する信頼を得ることが必要です。そのためには納税者の権利・利益の保護及び救済が確保されることが当然の前提とされるべきです。

しかし、納税者の権利・利益の保護及び救済については、その重要性については認識されていますが、これらを具体化する法律の規定は存在しません。それどころか、租税の領域では、租税行政の特殊性という理由から、行政手続法の多くの規定が適用除外となっているのが実情です。

租税の領域においても、行政の運営における公正の確保と透明性の向上は同様に図られるべきであり、納税者の権利・利益の保護及び救済を実現するための立法化を実現する必要があります。具体的には、調査における納税者の権利の明定、不利益処分における理由附記の義務付け、不服申立前置主義の選択制への移行、不服審査手続の透明化などの立法化が必要です。

私たちは、納税者の権利・利益の保護及び救済のために必要とされる事項の立法化の実現を図るとともに、納税者の権利に関する理解を深め、その重要性に関する意識を高めるため、租税法に精通する弁護士育成を図るべく尽力します。

- 1 地方自治の本旨の実現をめざして、地方分権の動きに注目し、地方政治の自主性、自立性の確立と市民の権利保障のために、自治体行政の内外に積極的に関わっていきます。
- 2 道州制についても、地方分権のあり方や住民の生活と権利の保障という観点から検討していきます。
- 3 自治体に対しては、弁護士会が審議会や委員会に責任をもって委員を推薦したり、法律相談担当員を派遣したりして地方行政に積極的に関与し、自治体行政の透明性を図り、法の支配の実現に努めます。一方、オンブズマン等の行政を監視する市民活動への援助を行い、財政を中心に行政の適正化を求めたり、住民投票などによって、市民の意見を地方行政に反映する活動にも積極的に関与します。

1 地方分権に向けた動向

1993年の衆参両院における地方分権推進に関する決議以後進められた地方分権の動きは、地方分権一括法の成立（1999年）や、数度にわたる地方自治法の改正、合併関連法の成立によって大きく進んできました。いわゆる平成の大合併によって、1999年に3232あった市町村数は、2009年3月現在1781と半分近くに減少しました。合併推進の背景には、地方人口の減少、高齢化、財政難などの事情もありますが、本来、地方の政治は、市民生活に身近で、地方の実情に応じてきめ細かな対応ができる組織で行うのが好ましいという観点からすれば、行政権の大きな部分を地方公共団体に認めるのが正しいと言えます。地方分権一括法では、機関委任事務を廃止し、自治体の事務を自治事務と法定受託義務の二つとしましたが、税財源の移譲がなされなかったため、自治体の権限は実質的には拡大しませんでした。その後、国庫補助金・負担金の見直し、地方交付税の改革、国から地方への税源の移譲という、いわゆる「三位一体の改革」が言われるようになり、地方分権改革推進法も成立し（2006年12月）、現在は、地方分権の実質化に向けた動きが進められています。

2 地方自治の本旨の実現

私たちは、こうした動きが「地方自治の本旨」の実現に沿ったものなのかどうかを注視していきます。地方分権を進めるなら、まずは税財源を自治体に移譲し、団体としての権限を強化することが必要です（団体自治の実現）。しかし、同時に、地方議会が真に住民の意思を反映したものでなければなりません（住民自治）。そのために、私たちは、地方

分権に関連する立法や道州制の議論についても、問題意識をもって検討していきます。

近年、さかんに議論されるようになった「道州制」は、都道府県を廃止して全国を8ないし10の道州に再編しようとするものですが、その必要性について必ずしも十分な議論がなされているわけではありません。国と道州、道州と市町村との権限関係はどうなるのか、住民・市民にとってどのような利益・メリットがあるのか、どのような影響があるのか等についても、十分な検討はなされていません。私たちは、道州制についても、地方分権のあり方や住民の生活と権利の保障、そして司法制度への影響という観点から検討していきます。

3 私たちの具体的な活動

地方行政の透明性を確保し、地方行政における法の支配を実現するために、私たちは、自治体の行う行政に弁護士会として積極的に関与していきます。審議会や委員会の委員、あるいは外部監査人について、従前見られた「一本釣り」の方法ではなく、各地の弁護士会が責任をもって推薦し、派遣するようにします。

また、住民福祉の向上のために、市民の立場も知り得る私たち弁護士が、法律実務家として、自治体行政に関与していくことも重要です。住民に対する法律相談業務を弁護士会として担うようにし、消費者センターと定期的な意見交換を行う場を設け、さらに、児童、高齢者、障がい者、生活保護受給者の問題などについても、弁護士会がさらに関与を深めていくよう努めます。

一方で、市民オンブズマン活動など、住民の側から行政活動の適正化を図る運動についての支援も必要です。地方議会の監視、情報公開、住民監査請求など、既存の制度の利用に積極的に関わることも考えられます。

さらに、住民自治の実質化のためには、住民投票の制度化も検討します。

憲法の平和主義を、わが国の内外においてさらに普及・定着させ、平和教育を徹底させることをめざします。

政府に対し、非核3原則の法制化、憲法の平和主義を尊重した平和外交を展開するよう求めます。

各国政府に対し、核、生物・化学兵器、対人地雷、劣化ウラン弾、クラスター爆弾の開発、製造・貯蔵、使用等の即時停止と完全廃絶に向け、条約の締結、批准、加盟国の増加など真摯かつ実効的な取組を求めます。

日本も含めた各国政府に対し、東北アジアに非核地域を構築するため真摯な努力をすることを求めます。

日本国憲法前文は、全世界の国民が平和のうちに生存する権利（平和的生存権）を有することを確認しています。

国民の一人ひとりが個人として尊重されることも（憲法13条）、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することも（憲法25条）、平和があって実現します。恒久平和と人権とは密接不可分の関係にあり、とりわけ人類の滅亡につながる核兵器等が使用される危険のある戦争を阻止し、平和を実現しなければ、基本的人権の保障も、国民一人ひとりが個人としてまた主権者として尊重されることもないのです。

私たちは、この視点に立って、憲法の平和主義の基本原則を尊重し、核兵器等が廃絶され、全世界の人々の平和に生きる権利が実現されることをめざし活動を続けます。

具体的には、政府に対し、小・中・高校において平和主義を尊重した平和教育を実施することや非核3原則の法制化を求め、多角的・柔軟な平和外交を展開するよう求めます。

また、各国政府に対し、核、生物・化学兵器、対人地雷、劣化ウラン弾、クラスター爆弾の廃絶に向けた真摯かつ実効的な取組、すなわち、条約の締結、批准、加盟国の増加への取組などを求めていきます。

核兵器などに関しては、各国政府に対し、核実験全面禁止条約（CTBT）の早期発効、核拡散防止条約（NPT）の強化、核兵器用分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）、細菌（生物）兵器及び毒素兵器の開発及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（BTWC）の締結などを求めていきます。

そして、北朝鮮核開発問題に関しては、東北アジアにおいて非核地帯を構築し、万が一にも核兵器が使われないようにするため、各国政府に対し外交的手段による解決への真摯な取組を求め、働きかけていきます。

沖縄をはじめとした米軍基地の可能な限りの早期の整理縮小と撤廃を求め，その実現に取り組みます。

日米地位協定の抜本的な見直しを求めます。

1 米軍基地の存在と基地被害

沖縄の施政権が返還（1972年5月）されてから37年，憲法が施行されてから60余年が経過しました。

しかし，わが国には日米安保条約のもとで今なお米軍が駐留し，全国に多数の米軍基地が存在し，沖縄県には米軍専用施設についてみれば75%が集中しています。米軍の駐留及び米軍基地の存在は，わが国の安全保障のあり方に大きな影響を与えるとともに，飛行機発着時の騒音，飛行機やヘリコプターの墜落事故，環境破壊・汚染，生活被害，婦女暴行事件，交通事故，地域開発の阻害など様々な人権問題，社会問題を引き起こしています。沖縄県などでは県民の平和的生存権が侵害されていると言っても過言ではないでしょう。さらに近時日米同盟の強化・在日米軍の再編により，新しい米軍基地施設や既存基地の拡張などの問題が生じています。特に沖縄県においては，米軍再編の中核として基地返還の条件（パッケージ）の名のもとに普天間基地の代替施設としての新基地建設（名護市辺野古）が進められているため，問題は深刻です。

2 日米地位協定の問題点

駐留米軍及び米軍基地に関する問題を深刻化させている要因として日米地位協定の問題があります。日米地位協定は，日本が先の大戦の敗戦国であるという歴史的事実を反映して，不平等（基地の無償・無期限提供，「思いやり予算」，被疑米兵の身柄引渡し拒否権等），不合理（環境保護や人権保障政策の不在，自治体の意向無視等）なものとして誕生しました。同協定は，制定後49年経過するにもかかわらず，現在まで一度も改正が行われていません。この間，世界の平和及び人権等に関する思想は大きく進化・発展してきましたが，その成果は日米地位協定には全く反映をされていません。日米地位協定の内容は，占領時代，冷戦期の古い思想のまま固定されています。

特に，日米地位協定が，駐留米軍の違法行為に対し，わが国の裁判権（商取引・労働契約を除き）が及ばないと前提に立っていることは，市民の生活と人権を保障し，わが国の環境を保全する上で大きな障害となっています。国内で活動する米軍及び米軍基地に対し，「法の支配」を実現すべく，わが国の法律を適用し，司法の統制を及ぼすように日米地位協定を改正することは，人権保障を実現する上で不可欠であり，緊急な課題となって

います。

3 私たちの課題

政府及び国会は、米軍の駐留及び米軍基地が特に沖縄で引き起こしている現状を直視し、恒久平和の実現、人権保障を基本原理とする憲法に則り、米軍基地の整理縮小と可能な限りの撤廃を図り、ドイツ、フィリピン等の例を参考としながら、日米地位協定の抜本的な見直しをするため真摯な努力をすべきです。

私たちは、平和的生存権を確立し、恒久平和と人権保障を実現するために、米軍基地の整理縮小・撤廃を図ること、日米地位協定の抜本的な見直しを行うことを政府等に要求し、その実現に取り組みます。

29

戦争被害者の人権

先の戦争において、わが国がアジア・太平洋地域で行った住民虐殺・生体実験・性的虐待・強制連行・強制労働・財産の収奪・文化の抹殺・環境破壊等の重大な人権侵害の事実を直視し、その被害回復の実現に力を尽くすとともに、すべての戦争被害者が、公平な補償及び名誉回復の機会を与えられるように国に対して求めています。

戦争は最大の人権侵害です。過去10年に被爆者援護法の改正、中国残留邦人等の支援に関する法律改正などが行われましたが、内外の戦争被害者への救済が未だ不十分なままです。

先の戦争において、わが国は、アジア・太平洋地域で、住民虐殺・生体実験・性的虐待・強制連行・強制労働・財産の収奪・文化の抹殺・環境破壊等の重大な人権侵害を起しました。侵略戦争に対する反省は、憲法の原点です。この原点を踏まえて、過去の歴史を直視し、国際人道法違反の諸行為を自らの手で厳正に究明して、個別被害者に対する正当な補償と名誉回復の措置を実行することは、近隣諸国民との真の友好を確立するとともに、平和構築への第一歩でもあります。国家間の戦後補償問題については、関係諸国との賠償条約の締結等によって一定の解決を図ってきましたが、直接被害を受けた個人に対する補償は、国外、国内ともに視野に入れてきませんでした。個別の戦争被害者に対しても、その人権侵害の事実を究明し、責任の所在を明らかにするとともに、被害回復の措置を講じるべきです。

とりわけ従軍慰安婦問題については、被害者により受け入れられるような政府の公式な謝罪はなされておらず、民間の募金によりわずかな補償がなされただけです。歴史教科書

も「慰安婦」問題を避けるようになり、政治家や評論家などからは、被害者の人間的尊厳を否定するような発言もしばしばなされます。また、旧植民地から日本の鉱山等での労働を目的として強制的に連行され、過酷な労働を強いられた人々に対する補償もなされていません。これらの被害者の老齢化が進み、既に死亡した人も多数います。私たちは、被害者が緊急に実効的な補償を得られるような立法を求めています。

また、すべての戦争被害者について、国家による公平で十分な補償が与えられるべきです。

被爆者については、繰り返された司法判断を受け、原爆症認定の審査方針が変更され、さらに原爆症認定集団訴訟について被爆者団体と総理大臣間で終結に向けた確認書が取り交わされるなどの進展がありました。私たちは、審査方針のさらなる改善や確認書により設けられる基金によって、救済の必要なすべての被爆者に十分な補償が行われるような制度の構築と運用を求めています。また、在外被爆者についても、海外からの被爆者手帳の申請や健康管理手当の申請の許容などの進展がありました。私たちは、すべての在外被爆者が、居住する国の制度のもとでも十分な医療を受けられるような体制の構築を求めています。

中国残留邦人等についても、国民年金の特例や支援給付などの一定の前進がありましたが、支援給付の収入認定の運用を含め、引き続き支援のための法律の運用に注視していくとともに、国に対し、さらに一層きめ細かな支援施策を実施するよう求めています。

他にも、空襲で被害を受けた民間人、特に、沖縄戦により大きな被害を受けた沖縄の人々など、戦争をめぐる被害者らは、公平の見地から十分な補償を受けておらず、その補償を国に対して求めています。また、治安維持法で不当逮捕された人々など、名誉回復が図られていない人々の救済にも取り組みます。

30

憲法改正問題

日本国憲法の立憲主義の理念や国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の基本原理の変容をもたらす改憲の動きに反対し、日本国憲法の理念や基本原理が社会の隅々において実現するための取組を強く進めます。

憲法改正手続法（国民投票法）については、引き続き最低投票率の定めがないなどの問題点を指摘し、改正を求めています。

1 憲法の理念

立憲主義の理念に基づき、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義などを基本原理とする日本憲法が戦後日本の平和と民主主義、人権と福祉のために果たした役割は極めて

大きいと考えます。

立憲主義とは、権力者の権力濫用を抑えるために憲法を制定するという考え方のことをいい、広く「憲法に基づいて政治が行われる」ことを意味しています。

日本国憲法の根本にある立憲主義は、「個人の尊重」と「法の支配」原理を中核とする理念であり、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和などの基本原理を支えています。

「個人の尊重」とは、人間社会における価値の根源が個人にあるとし、何にも勝って個人を尊重しようとするものであり、日本国憲法も「すべて国民は、個人として尊重される」と規定しています（憲法13条）。

「法の支配」とは、専断的国家権力の支配（人による支配）を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の基本的人権を擁護することを目的とするものです。日本国憲法も、基本的人権の永久・不可侵性を確認するとともに（憲法97条）、憲法の最高法規性を確認し（憲法98条）、公務員に憲法尊重擁護義務を課し（憲法99条）、裁判所に違憲立法審査権を付与しています（憲法81条）。

このように、日本国憲法は、すべての人々が個人として尊重されるために、最高法規として国家権力を制限し、人権保障などを図るという理念を基盤とした憲法です。

2 憲法改正をめぐる動き

ここ数年、政党・新聞社・財界などから憲法改正に向けた意見や草案が発表されています。これまでに公にされた改憲案の中には、憲法を権力制限規範にとどめず国民に対する行動規範の意味を持たせるもの、人権制約原理として「公共の福祉」に換えて「公益」や「公の秩序」を導入しようとするもの、憲法前文の平和的生存権規定や憲法9条2項を削除し、「軍隊（自衛軍）」を保持して海外での武力行使を可能とするもの、集団的自衛権の行使を認めた上でその範囲を拡大しようとするもの、軍事裁判所の設置を求めるもの、などがあります。

「公益」や「公の秩序」による人権の制限を導入しようとする考え方は、人権の制約根拠を人権相互の矛盾・衝突の調整ということを超えて、国家利益や社会全体の利益からの人権制限を認めようとするものです。このような改正がなされると、表現の自由や思想良心の自由という人権の根幹にあたる権利も容易に制約される危険が生じます。派遣労働など非正規雇用などの労働・社会保障問題の解決も遠のくことが危惧されます。

ここ10年の間、周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法、有事3法、有事関連7法、給油新法の制定、自衛隊法等の改正による自衛隊の組織や運用の変容、自衛隊の海外派遣の拡大や本来任務化、防衛庁の防衛省への格上げ、「自衛隊派遣恒久法」制定の動き、それを先取りするソマリア沖への海上自衛隊の派遣、これを法的に根拠づける「海賊対処法」の制定など、恒久平和主義をなし崩しにするような立法もなされています。

3 私たちの取組

私たちは、日本国憲法の根本理念である立憲主義や国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義を変容させる改憲の動き、憲法前文に定める平和的生存権や日本国憲法9条の今日的意義を否定する改憲の動きに反対し、日本国憲法の理念や基本原理が社会の隅々において実現するための取組を強く進めます。

2007年には憲法改正手続法が成立し、2010年5月から憲法改正の発議が可能となりました。しかし、憲法改正手続法には、参議院で18項目の付帯決議が付されたことから明らかなとおり、最低投票率の定めがないなど多くの問題点があります。私たちはこれからも国民の意思が正しく反映するよう抜本的な改正を求めていきます。



国際的人権保障システム

国連の人権理事会や国連人権条約機関と協力し、政府報告書の審査にあたって政府と国連条約機関との建設的対話を促進するとともに、総括所見内容の具体的実現を図るため独立した国内人権機関・国内拷問防止メカニズムの設置・活用や、立法機関内に専門委員会や調査会を設置することを求めます。

国際人権（自由権）規約の第1選択議定書の批准を含む個人通報制度の実現と拷問禁止条約の選択議定書の批准を求めます。

国際人権法を裁判規範として定着させるため、裁判官・検察官・弁護士・警察官や刑務官等に対する十分な国際人権法教育の実施を求め、国際機関や国際人権団体との協力協同を進めます。

海外の人権侵害に対してもその是正や人権状況の向上のために可能な行動をとります。

1 国連NGOとなった日弁連の国際人権活動の広がり

1999年、日弁連は、国連経済社会理事会における協議資格をもつNGOとして認められ、これにともない国連の諸会議において日弁連の立場で発言することができるようになりました。

2 国連人権理事会と国連人権条約機関との協同

国内の人権問題を国連に新たに設けられた人権理事会や、国連条約機関などと協力しながら、適切な勧告を求め、改善を図っていくという活動があります。2007年には拷問禁止委員会の、2008年には国連人権理事会の、10月には国際人権（自由権）規約委員会に対する働きかけの活動が活発に展開されました。2006年の国連人権機

構改革により人権理事会が新設され、4年ごとにすべての国連加盟国の人権状況が審査される普遍的定期的審査制度（UPR）が新しく設けられました。これまで主流とは言えなかった人権保障の問題が世界各国間の外交問題のメイン・イシューとなり、他の国々から国連、条約機関の総括所見などを元に問題点を指摘されれば、政府もこれに対し誠実な対応を迫られる状況となっています。

また、国際人権（自由権）規約委員会は、2008年10月、わが国の人権状況について、具体的で詳細な問題点の指摘と具体的な解決すべき方法を呈示した総括所見を示し、そこでは、個人通報制度を定める第1選択議定書の批准、国内人権機関の設置、代用監獄の廃止と取調べの可視化、女性・外国人・少数民族などに対する差別の撤廃などの極めて有益な勧告がなされています。

3 国連人権条約諸機関の勧告、総括所見内容の具体的実現に向けて

現在、わが国が批准した国連人権諸条約のうち、定期的に政府報告書を審査し、その結果、政府に対して具体的な勧告、すなわち総括所見を出すことになっている条約は5条約あり、現在批准を準備している人権条約のうち、この制度を持つものは、障がいのある人の権利条約、強制失踪者保護条約があります。現在までに批准された条約の実施に関して多くの具体的勧告がなされていますが、国内法の改正や制度の改善によって実現しているものは、ごく一部に過ぎません。

その原因として考えられることとしては、政府報告書審査の過程においても政府と条約機関との間で十分な建設的対話が行われてこなかったこと、勧告が出されても、それを具体化して政策立案や法律改正案提出などを担当する適切な行政機関（例えば独立した国内人権機関等）や、立法機関内に勧告について集中的に検討審議し、法案化したり政策提言を行ったりする機関として専門委員会や調査会が存在しなかったことも原因として考えられます。

4 個人通報制度の実現と国内人権機関の設立

個人通報制度を定める人権条約の選択議定書の批准（国際人権（自由権）規約、国際人権（社会権）規約、女性差別撤廃条約、障がいのある人の権利条約）あるいは個人通報受理権限の受諾（拷問等禁止条約、強制失踪者保護条約、人種差別撤廃条約）を求める活動が重要であり、それを実現することが喫緊の課題です。日弁連はこのための委員会を特に設置し、国会や政府機関に対する働きかけを強めているところです。

また、「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」に基づき国内人権機関を設立するための委員会も設置し、活動を開始しました。

5 拷問等禁止条約選択議定書の批准と国内拷問防止メカニズムの設立

人が拘禁されている場所には定期的に外部の目が届かなければ、人権侵害は食い止められないことは宇都宮病院事件、名古屋刑務所事件や最近の広島少年院などを見ても明らかです。

拷問禁止条約選択議定書は、あらゆる拘禁施設の定期的な訪問のための国際機関である国連拷問防止小委員会と国内拷問防止メカニズムの協同システムの構築を求めています。この議定書は2002年採択2006年発効の新しい議定書で、既に50か国が批准しています。私たちは、この議定書の批准を求め、新たに設立が求められている国内人権機関と独立性を強化した視察委員会との協同による国内拷問防止メカニズムの設立をめざします。

6 法律家等に対する人権教育

国際人権規範が裁判所規範として尊重されるようになるためには、司法関係者や警察官や刑務官など法執行に当たる公務員に対する人権教育が重要です。もちろん国際人権（自由権）規約委員会の総括所見7項にあるように、国際人権法に関する人権教育は私たち弁護士に対しても実施することが求められます。

7 紛争地域における法の支配の回復

紛争地域などにおける法の支配の回復の過程に、国際人権保障の仕組みを活かして日本の法律家が関わる活動も、カンボジア、イラクなどの法律家を対象に行われました。今後も取組が続けられることが重要です。

8 国際人権機関との交流

日弁連では、IBAやローエイシアなどの国際法曹団体や、アジア太平洋地域における国内人権機関のネットワーク（APF）などとの交流による多彩な国際人権活動が展開されており、これらの活動の強化に努めます。

9 法改正への国際人権法の活用

国際人権法は、古い法律を新しい人権指向のものに作り替えていくために活用できます。この具体例は1998年の国際人権（自由権）規約委員会の指摘と2002年の名古屋刑務所事件を通じて実現された刑務所改革＝監獄法の改正や、刑事施設視察委員会の設立です。

ノンフルマン原則（拷問や迫害を受けるおそれのある地域への送還禁止原則）の入管法制への盛り込みと入管収容施設に対する視察委員会の設置、研修生・技能実習生につ

いて「技能実習」という在留資格に一本化した上ですべての者に労働法規を適用すべきことなどが2009年出入国管理・難民認定法改正案に盛り込まれたのもその一例で、今後も法改正への国際人権法の活用を続けていきます。

32

国内的人権保障システム

- 1 人権の国内的保障システムの実効化を図るため、次の活動を行います。
 - (1) 司法アクセス障害を解消し適正・迅速な裁判を受ける権利が実効的に保障されるよう、司法の人的物的基盤の拡充、民事法律扶助の拡充や運用改善を求めます。
 - (2) 権利救済を目的に設置されている行政機関やADRが、それぞれ本来の役割を果たすよう取り組みます。
 - (3) パリ原則を満たす政府から独立した国内人権機関の創設等をめざします。
- 2 民主主義社会の基盤となる法教育の普及と実践に取り組みます。

1 人権の国内的保障システムの必要性

人権を擁護し社会正義を実現するにあたっては、実体的な権利の確立・伸張のみならず、市民がアクセスしやすく、かつ憲法と国際人権法の標準を満たした実効的な人権保障システムが国内的に確立されること、手続的な権利が保障されることが重要です。

2 司法へのアクセス及び人権救済機能の充実

人権の国内的保障システムの確立のためには、まず、わが国の司法（裁判所）が「人権の砦」としての人権救済機能を発揮することが求められます。

そのためには、実体的には、司法（裁判所）が人権擁護機関であることの自覚を高め、より積極的に人権を救済するための司法判断がなされるよう働きかけを強化することが求められます。

手続的には、司法へのアクセスが確保され等しく弁護士による法律サービスの提供を受ける機会が保障されることが必要です。それは、裁判を受ける権利（憲法32条）及び弁護士依頼権（同34条）を実質的に保障するために不可欠な制度的基盤であるとともに、法の下での平等（同14条）の要請でもあります。したがって司法へのアクセスを保障することは、国、地方公共団体及び日弁連の責務であるといえます。

日弁連は、「いつでも、どこでも、だれでも良質の法的サービスを受けられる社会」の実現をめざし、法律扶助の拡充、法律相談体制の全国展開、当番弁護士制度、弁護士過疎地域への公設事務所の設置などに積極的に取り組みつつ、これらに対する国の責務を指摘

してきました。消費者・高齢者・障がい者・労働・家事・外国人（通訳）・少年・貧困・被拘禁者（損害賠償命令）など、幅広い分野で民事法律扶助の拡充が求められています。私たちは、今後、民事法律扶助の対象事件・対象者の拡大、費用やその負担のあり方の見直し（給付制の導入や資力基準の緩和）など、全般的な制度の拡充に積極的に取り組み、また日弁連の委託事業の本来事業化をめざす必要があります。

また、裁判官及び検察官の増員による司法機能の拡充、さらには、全国津々浦々で等しく司法サービスを受けることができるように、各地の地方裁判所支部及び簡易裁判所の機能の充実などを図るとともに、諸制度の整備及び運用改善を通じて、利用者にとって利用しやすく納得できる適正な判断を得られる司法を実現することをめざし取り組みます。

3 弁護士会等のADR、行政等の救済機能・救済機関の活性化

法の支配、権利の保障・実現については、司法（裁判所）だけでなく、各種の団体も裁判外紛争解決手続（ADR）の認証を取得して紛争解決機関となっています。私たちは、今後も各弁護士会内の仲裁センター・紛争解決センターの設置、活性化を促し、また各種団体によるADRの活性化を支援していきます。

また、行政機関に設置された権利救済のための、第三者機関が、本来の役割を果たすべく必要な取組を強めることが必要です。

4 民主主義社会における法教育の普及と実践の重要性

人権擁護のためにはその基盤として立憲民主主義の担い手たる自律的な市民の育成が必要です。そのためには単に法律知識や裁判員制度の概要の教育にとどまらず、憲法や法の背景にある原理原則を理解し、紛争を自律的に解決する力量を備えた市民を育成することが必要です。法教育が小中高校などの公教育に導入される流れのある中で、法教育の理念を展開し、教育機関等と連携しつつ、法教育の普及と実践を行う必要があります。

5 パリ原則を満たす国内人権機関の創設

裁判制度を利用するためには多くの費用と時間を必要とする上、社会的にみて深刻な人権侵害と認められる事象でも法的に裁判所による救済が困難なケースもあることから、司法（裁判所）以外にも簡易かつ迅速に人権救済にあたり、立法、行政に対し人権保障の観点から発言する機関が必要です。

国連は、1993年12月、「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」を採択し、それぞれの国が国内人権機関の設置の促進と、あるべき国内人権機関として政府からの独立性の確保などを求めています。

わが国に対しては、国際人権（自由権）規約委員会、人種差別撤廃委員会、国際人権（社

会権)規約委員会,女性差別撤廃委員会,子どもの権利委員会などから,パリ原則に従った国内人権機関の設立を求める所見が次々と発表されました。さらに2008年5月には国連人権理事会もUPR(普遍的・定期的)審査に基づき,日本に早急に国内人権機関を設立するよう勧告しました。当面批准を急がれる障がいのある人の権利条約でも,条約の国内実施と監視を担う国内人権機関の設置を求めています。

政府提案の「人権擁護法案」では,新設されようとする人権委員会は法務大臣の所管とされ,公権力による人権侵害は主要な救済対象とされず,委員長及び人権委員4名のわずか5名(うち常勤は委員長及び委員1名の合計2名),事務局人事は法務省職員の横滑り,地方には事務所を置かず,申立事件の処理は地方法務局長に全部委任する等,パリ原則とはほど遠い内容となっています。

日弁連は,国際人権(自由権)規約委員会の総括所見を追い風として,「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」を2008年11月18日理事会で決議して内外に発表し,2009年6月には国内人権機関実現委員会を発足させました。私たちは,機能上の独立性と人員の独立性を確保した国内人権機関の創設をめざし取り組みます。

6 各分野における人権機関の創設,拡充

私たちは,市民生活に対する国などの監視の強化の中で,自己情報コントロール権の確立を図り,政府から独立した個人情報保護機関(EUにおけるデータ保護監察官)を創設して,国や自治体などによる個人情報の収集,保管,利用に対する提言,勧告などを行う権限を付与することを求めていきます。

名古屋刑務所事件を契機とした監獄法の全面改正,刑事被収容者処遇法制定により,刑事・留置両施設視察委員会が設置され,独立性を保持しながら活動が展開されていること,2009年7月入管法改正により入管収容施設の視察委員会が創設されたことは一つの顕著な前進です。私たちは,さらに少年院等における視察委員会の創設,難民認定第三者機関の設置,医薬品被害防止のための情報公開と外部監視機構の創設もめざします。

以上

人権のための行動宣言 2 0 0 9

発行日 2 0 0 9 年 1 1 月 6 日

発行者 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 3

TEL 03-3580-9841 (代) FAX 03-3580-2896

印 刷 星野精版印刷株式会社

TEL 03-3893-4611



人権のための行動宣言
2009